

令和元年 第3回上島町議会定例会会議録			
招集年月日	令和元年9月11日(水)		
招集の場所	弓削総合支所庁舎議場		
開 会	令和元年9月11日 午前8時40分宣告		
応招議員	1	1番	村上 要二郎
	2	2番	林 康彦
	3	3番	池本 光章
	4	4番	大西 幸江
	5	5番	藏谷 重文
	6	6番	寺下 満憲
	7	7番	檜垣 一成
	8	8番	平山 和昭
	9	9番	前田 省二
	10	10番	土居 計彦
	11	11番	池本 興治
	12	12番	松原 彌一
	13	13番	亀井 文男
	14	14番	濱田 高嘉
不応招議員	なし		
出席議員	応招議員のとおり		
欠席議員	なし		
自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1	町 長	宮脇 馨
	2	副町長	村上 和志
	3	教育長	濱田 和保
	4	総務課長	中辻 洋
	5	健康推進課長	大本 一明
	6	農林水産課長	越智 康浩
	7	魚島支所長	小林 薫
	8	消防長	濱田 将典
	9	建設課長	山本 九十九
	10	企画情報課長	杉田 和房
	11	住民課長	今井 稔
	12	商工観光課長	澤田 一政
	13	公共交通課長	村上 和彦
	14	生活環境課長	河端 光法
	15	教育課長	梨木 善彦
	16	海光園長	池本 雅則
	17	会計管理者	角濱 信夫
議員・職員以外で会議に出席した者			

会議に職務のため出席した者の職氏名	1 2 3	議会事務局 局長 議会事務局 専門員 議会事務局 臨時	蓼原 洋樹 東 秀彦 久保 真弓
町長提出議案の題目	1	報告事項	
		平成30年度上島町財政健全化判断比率及び資金不足比率について	
	2	平成30年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について	
	3	平成30年度上島町国民健康保険事業会計歳入歳出決算認定について	
	4	平成30年度上島町国民健康保険診療所事業会計歳入歳出決算認定について	
	5	平成30年度上島町へき地出張診療所事業会計歳入歳出決算認定について	
	6	平成30年度上島町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算認定について	
	7	平成30年度上島町公共下水道事業会計歳入歳出決算認定について	
	8	平成30年度上島町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について	
	9	平成30年度上島町CATV事業会計歳入歳出決算認定について	
	10	平成30年度上島町農業集落排水事業会計歳入歳出決算認定について	
	11	平成30年度上島町介護保険事業会計歳入歳出決算認定について	
	12	平成30年度上島町介護サービス事業会計歳入歳出決算認定について	
	13	平成30年度上島町浄化槽事業会計歳入歳出決算認定について	
	14	平成30年度上島町魚島船舶事業会計歳入歳出決算認定について	
	15	平成30年度上島町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算認定について	
	16	平成30年度上島町生名船舶事業会計歳入歳出決算認定について	
	17	平成30年度上島町上水道事業会計歳入歳出決算認定について	
	18	上島町森林環境譲与税基金条例	
	19	上島町印鑑条例の一部を改正する条例	
	20	上島町獣肉処理加工施設条例の一部を改正する条例	
	21	上島町企業誘致促進条例の一部を改正する条例	
	22	インランド・シー・リゾート フェスパ条例の一部を改正する条例（消費税）	
	23	上島町消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例	
	24	令和元年度上島町一般会計補正予算（第2号）	
	25	令和元年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第1号）	
	26	工事請負契約の締結について（生名フェリー新造船建造工事）	
	27	上島町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
	28	上島町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
	29	上島町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
	30	上島町農業委員会委員の選任について	
	31	上島町農業委員会委員の選任について	
	32	上島町農業委員会委員の選任について	
	33	上島町農業委員会委員の選任について	
	34	上島町農業委員会委員の選任について	
	35	上島町農業委員会委員の選任について	
	36	上島町農業委員会委員の選任について	
37	上島町農業委員会委員の選任について		

その他の 題 目	1 議員派遣の件（上島町各地区大運動会） 2 議員派遣の件（令和元年度第2回議会議員研修会）
日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）
会議録署名 議 員 の 氏 名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 3番・議員 大西幸江 4番・議員 藏谷重文
会 期	令和元年9月11日～9月27日（17日間）
傍聴者数	10名（男 8名・女 2名）

◎ 開 会

○(池本 光章 議長)

改めまして、おはようございます。

ただ今の出席議員は全員です。ただ今から令和元年第3回上島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配布しているとおりますが、日程第27、議案第119号「インランド・シー・リゾート フェスパ条例の一部を改正する条例（条例精査）」については、町長から撤回の申し出がありましたので許可します。

日程第1、会議録署名議員の指名

○(池本 光章 議長)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、3番・大西議員、4番・藏谷議員を指名します。よろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定

○(池本 光章 議長)

日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員長に委員会協議の結果について報告を求めますが、その前に新しく議会運営委員長が就任されましたので、ご報告いたします。議会運営委員会委員の欠員により委員補充の必要があることから9月4日開催の議員協議会において、議員の皆さんに協議をいただいた結果、土居議員の推薦をいただきましたことはご承知のとおりです。会議の閉会中でしたので、条例に基づき、私が土居議員を議会運営委員に指名をさせていただき、同日、議会運営委員会が開催され、委員の互選により土居議員が委員長に選任されました。よろしくお願いいたします。

それでは、議会運営委員長 土居議員、委員会協議の結果報告をお願いします。

(土居議員、登壇)

**○(10番・土居 計彦 議員)**

皆さん、おはようございます。議会運営委員会の協議結果について、ご報告いたします。

令和元年第3回定例会の開会にあたり、去る9月3日に議会運営委員会を開催し、本定例会に上程されます議案につきまして、会期日程並びに議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、本日、11日から10月2日までの22日間とし、議事日程については、お手許に配布のとおり進めることと決定しました。

本定例会の慎重なるご審議と議会運営に各段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わります。

(土居議員、降壇)

**○(池本 光章 議長)**

お諮りいたします。ただ今、土居議会運営委員長から委員会協議の結果について報告がありましたとおり、本定例会の会期は、本日から10月2日までの22日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。(複数の「ありません」の声あり)異議なしと認めます。従って、会期は、本日、9月11日から10月2日までの22日間に決定しました。

日程第3、行政報告

**○(池本 光章 議長)**

続いて、日程第3、行政報告を行います。

町長からの行政報告の申し出がありました。これを許可します。

**○(宮脇 馨 町長)** (挙手) 議長。

**○(池本 光章 議長)** 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

**○(宮脇 馨 町長)**

改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、行政報告を述べさせていただきます。

まず、1番目に決算と予算編成であります。平成30年度の決算状況につきましては、昨年7月の豪雨災害による災害復旧経費や最終処分場などの大型事業の繰り越しはありますが、それらを除いてほぼ予定どおり執行することができました。

令和2年度に向けた予算編成方針の方であります。長期計画に基づいて進めている最終処分場などの大型事業も完了することから、令和2年度の当初予算規模を60億円台に戻すよう努めたいと考えています。また、経常経費のスクラップ&ビルトを軸に節減を心がけていきたいと思っております。

次に、主要施策の進捗状況であります。前年の災害復旧事業の実施状況については、補助対象事業は、ほぼ発注済みとなりました。また、単独分についても、一部用地調整等で遅れたもの以外はほぼ発注済みとなりました。

土生港長崎棧橋待機レーン整備については、起業地の方全員に整備に関するご理解はいただき、一部の方には補償交渉の合意をいただいております。現在、関係者間の相互調整が必要なため、その交渉に時間を要しているところであり、本事業については、生名フェリー利用者及び因島土生地域の住民の皆さんの安全と安心を確保できるよう、出来るだけ早く整備工事を完成できるよう努めていきたいと思っております。

なお、老朽化が進んでいる長崎棧橋の浮棧橋については、先日、広島県、尾道市、上島町の担当者レベルでの協議の場が設けられ、広島県の意向として、浮棧橋の改修について検討していく旨のお話がありましたので、ご報告しておきます。

生名フェリー新造船は、発注仕様書に基づく正式な建造発注となります。繁忙期の積み残しの軽減に向けて、出来るだけ早期に就航できるよう取り組んでいきます。

その他に、魚島常駐医の確保システムであります。3月定例議会の一般質問において、寺下議員から質問のあった魚島常駐医確保システム作りの経過報告については、近隣医師会、病院等、関係医療機関への働きかけはもちろん、国・県等への要望活動、県医師確保事業などドクターバンク登録、自治医科大学医師派遣事業、県病院代診事業など、継続して取り組んでいきます。また、一番密接な関係である因島総合病院とは、遠隔医療や医師派遣、そういったテーマを持って検討を始めたところでもあります。

フェスパについては、関係者が一丸となって経営改善に取り組んでいるところではありますが、依然として経常経費を克服できるまでには至っていないため、資金繰りが非常に厳しい状態に陥っており、運営維持をするためには何らかの形での支援をしなければならない必要に迫られております。経営体制が変わって1年半が経過し、やっと改善の兆しが見え始めたところなので、町民の皆さんの温かいご支援とご理解をお願いしたいと思います。

本日は、決算認定はじめ条例案件等ございますが、よろしくご審議のほどよろしくお願い致します。

(宮脇町長、降壇)

## ○(池本 光章 議長)

これで行政報告を終わりました。

日程第4、一般質問

## ○(池本 光章 議長)

続いて、日程第4、一般質問を行います。

一般質問を通告されております議員にお願いいたします。

質問は最前列中央の質問席にて行ってください。質問回数は、会議規則どおり3回までとしますので、質問項目毎に行ってください。そして、私は、一般質問とは、行政全般にわたる施策の状況や方針について説明・報告を求めるものと理解しておりますが、今回の一般質問の案件の中で少し気にかかる部分がありましたのでお願いしておきます。人事案件に抵触することがないように一般質問の趣旨を十分理解したうえで発言するようにお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

今回の一般質問通告者は5名です。それでは、はじめに、村上議員の質問を許します。

(村上議員、登壇)

**○(1番・村上要二郎 議員)**

おはようございます。議席1番・村上 要二郎です。ただ今より一般質問をさせていただきます。

まず初めに、「学校教育にかかる支援について」です。現在、教育現場での業務の負担がさらに大きくなっているように思われます。現場の先生方におかれましては、部活動やクラブ活動などを含め、サービス残業などが多くなっているのではないのでしょうか。先生方の超過勤務が多くなることにより子供たちへの教育が滞ることが懸念されます。教育現場においては、子供たちへの教育に専念していただける環境づくりが必要であります。

昨年度より、スクールサポートスタッフとして先生方の事務処理を補助するための職員を配置しておりますが、スタッフの人数は足りているのか、今後、スクールサポートスタッフの増員は必要ないのか。また、以前行われていた町からの補助事業について、町は緊急予算として各支所に250万円を予算計上し、職員は自由に緊急予算を使っております。しかし、学校教育に対しては、自由度の高い予算が計上されていません。自由勝手に使うのはもってのほかですが、学校教育への補助金の支援については、生徒と先生が何かチャレンジするために必要な支援として、令和2年度の当初予算に計上してみたいかと思いますが、町長の考えをお示しくください。

**○(濱田 和保 教育長)** (挙手) はい。

(村上議員から「すみません、予算のことなので、町長の考えをお示しくください」の声あり)

**○(宮 脇 馨 町長)** (挙手)

**○(池本 光章 議長)** 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

**○(宮 脇 馨 町長)**

ただ今の村上議員の質問について、お答えいたします。

ええー、教育現場での業務の負担増大及び環境づくりにつきましては、国の実態調査において、看過できない教職員の長時間勤務の実態、これが改めて明らかとなっております。この実態の改善に向けて、国や地方公共団体では「学校における働き方改革」の取組みを早急に進めているところでございます。

本町におきましても、教育委員会が取り組む業務改善としまして、学校が行う事務の精選や効率化、研修や会議の見直し、部活動のあり方検討、ICT環境の整備等を推進するとともに、各種相談員、特別支援教育支援員及びスクール・サポート・スタッフの人員配置に加え、学校事務職員の増員による共同学校事務室の拡充を図り、教職員の負担軽減に取り組んでおります。

質問にありました、スクール・サポート・スタッフの増員につきましては、現在、在校児童生徒で最も人数の多い弓削小学校への1名配置。これをしておりますが、1年を通してみて、弓削小学校教職員の総勤務時間数の減少に実際に効果が現れていることから、他の小中学校の要望や現状を把握したうえで増員を検討したいと考えております。

また、町においても、必要かつ緊急性の高いものしか使用できない、いわゆる緊急予算の

中に今年度の教育委員会用の予算枠も確保いただいておりますので、学校においても必要かつ緊急性のある未計上予算については活用するつもりであります。

なお、令和2年度の当初予算編成に当たりましては、さらに、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるような予算編成を検討したいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。以上です。

(宮脇町長、降壇)

**○(1番・村上要二郎 議員)** (挙手)

**○(池本 光章 議長)** 村上議員。

**○(1番・村上要二郎 議員)**

はい、町長、ありがとうございます。ええー、8月に上島町教育振興に関する大綱が策定されました。この中には、「子供たちの可能性を広げ、夢につながる教育の推進」とあります。このような施策を実施するには先生方の協力なしでは実施はできません。しかし、今の教育現場においては、先生方の超過勤務に対する対策がなされていません。先ほど言われたとおり、次年度には必ず予算計上をお願いいたします。

また、教育現場において、生徒に危険が及ぶ老朽施設などの修繕を先送りにされているように感じています。老朽施設につきましては、現地調査を行い、早急に修繕をお願いしたいと思っておりますが、この件に関しまして、梨木教育課長、お答えください。

**○(梨木 義彦 教育課長)** (挙手) はい、議長。

**○(池本 光章 議長)** 梨木教育課長。

**○(梨木 義彦 教育課長)**

老朽化に伴う学校施設の修繕や改修、また、設備等の更新につきましては、児童生徒の安全・安心を第一に考え、検討していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

**○(1番・村上要二郎 議員)** (挙手)

**○(池本 光章 議長)** 村上議員。

**○(1番・村上要二郎 議員)**

ありがとうございます。ええー、厳しい財源状況ではありますが、町長は子供たちの教育のためには、役場の職員の経費を削減してでも予算を計上していただき、教育長は、子供たちのために職務に専念し、島の未来に繋がるような人材を育ててください。

以上で一つ目の一般質問は終了します。

いいですか。

**○(池本 光章 議長)** はい、村上議員。

**○(1番・村上要二郎 議員)**

では、続けて2問目に行きます。

「上島町の財源状況について」、先日、議会だよりの住民の声に、ある内容の記事が寄せられました。内容は新生児の記念樹を上島町が廃止したことによる保護者からの苦情とも取れる内容でありました。その他にも、「小さな住民サービスを行政側が切り捨てている」ということをよく耳にします。上島町はたった数万円の住民サービスを切り捨て、どのような

ことにお金を使っているのでしょうか。

平成30年度予算において、大きな赤字を計上し、基金を切り崩して決算を行っています。現在、上島町の財政状況は最悪の状態にあり、財政破綻をする可能性もあると思われます。上島町の財政状況を悪化させている要因として二つのことが考えられます。一つは、「箱物行政による莫大な借金返済とランニングコストの増加」、もう一つは「職員数の増加による人件費の増加」が考えられます。合併後、島同士の調和も取れず、政治に翻弄された結果、住民のためではなく、一部の者たちのためだけに行政が動かされてしまい、住民サービスが二の次になっています。

今後、住民サービスを低下させず、行政を運営するために、どのような政策をもって財政の健全化を行っていくのか。また、定員管理計画についての進捗状況も含め、今後の上島町の計画についてお願いします。ええー、中辻総務課長、論理的な説明をお願いします。それから、私に対する反問、反論は許します。よろしくお願いします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○宮脇 馨 町長)

ええー、質問の内容が全般的な町政の運営姿勢に係るということで、私の方から回答をさせていただきますてもよろしいでしょうかねえ。(村上議員から「どうぞ」の声あり)

それでは、ただ今の村上議員の質問にお答えします。

一番冒頭のところにありました新生児の記念植樹のことなんですが、これに関しては保健師による乳幼児全戸訪問を行って、その前の段階で、ちょっとごめんなさい、「記念植樹の苗木を配布しても植える庭がない」という要望がかなりございまして、それに代わる方法として、まあ保健師乳幼児の全戸訪問を行って、情操の育成にも繋がる絵本の配布、そちらの方に切り替えさせていただいておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それでは財政の方に、答弁に移らせていただきます。

平成30年度決算における基金の取り崩し額は、3億9,000万円で過去最大の金額となっておりますが、これは昨年7月の西日本豪雨災害による災害復旧経費、それや地方交付税等の減額が影響したことによるものです。

既にご承知のとおり、合併後の平成27年以降、特例が廃止されて、どんどんここが削減されております。それから、財政状況につきましては、本日、報告をさせていただきます財政健全化判断比率、これらの各指標とも早期健全化基準を下回っております。また、財政調整基金の残高につきましても、平成30年度末で11億円を確保しており、標準財政規模の5～10%以上という適正水準を上回っていることから、現時点で財政破綻の危険性はございません。

公債費は、過去の大型事業による公債費の返済が始まっていることなどから、今後、数年間は11億～13億円で推移する見込みでございます。これは、先ほど村上議員からご指摘のありました箱物の建設の償還が始まった部分が多々ございます。

それから、今後、住民サービスを低下させずに行政運営をしていくためには、町にとって有利な起債の活用と計画的な借入れ。それから、公共施設の統廃合、既存事業のスクラップ&ビルト、経常経費の節減、自治組織の活性化による行政の効率化。こういったことを進めていく必要があると考えております。

また、合併後、根本的な見直しが行われていない各種使用料等の見直し作業も必要になってくる可能性もあります。



職員数・人件費につきましては、今年度、職員による岩城橋開通に伴う組織改編等推進ワーキンググループを立ち上げ、来年度以降、順次、組織改編等を行うことで、岩城橋開通後、住民サービスを低下させることなく、行政運営を行えるような、そういう組織を作ることができるか、各支所各課のあり方・人員配置等について、現在、見直し・検討を行っているところであります。

また、来年度から地方公務員法の改正等による、会計年度任用職員制度、この導入に伴い、パート職員を含む臨時職員の人件費の増加が見込まれることから、採用人数等についても見直しを図っていきます。

さらに、数年後に多くの幹部職員の定年を迎えますが、国で検討が進められている定年延長制について、その動向を見極め、適切な世代交代が行われるように取り組んでいきたいと考えております。

これらの作業をすすめ、定員管理計画の策定に向けて準備を進めて参りたいと考えております。

今後の上島町については、私たちの上島町は合併して十数年が経過しましたが、それぞれの島独自の気質もあってか、なかなか一体化が進まない、そういう側面が続いてきました。

しかしながら、岩城橋開通によって、大きな社会環境の変化が予測されており、町としての一体化は急務であります。まちづくりにおいても、『おらが島』ではなく、共通認識に立った政策運営を最重要課題として位置付けていきたいと考えておりますので、よろしく願います。以上です。

(宮脇町長、降壇)

○(1番・村上要二郎 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 村上議員。

○(1番・村上要二郎 議員)

ありがとうございました。

先ほど町長が言われた内容とも重複するかも知れませんが、こちらの表をご覧ください。(村上議員、表を見せる) まず、上島町の台所事情であります、平成30年度決算において、(林議員、表を持つ補助につく) 3億5,000万の赤字を出しています。現在、貯金が22億円、約22億円となっております。国からのお金もこちらですね、年々減少しています。箱もの行政で建てられた施設の借金返済額はこちら、当分減ることはありません。施設も老朽化していきますので、管理費が増していくと考えられます。ええー、この予算規模でこのまま推移していきますと、上島町の財源は、令和4年辺りで破綻する可能性も考えられます。

では、どうすれば上島町は住民サービスを低下させず健全な財源で運営することができるかを考えました。それは、先ほど述べたとおり、箱もの行政で造った施設の管理費の削減と職員の削減しか方法はありません。

こちらの下の表をご覧ください。

これは、上島町職員に係る人件費の平均額です。町長、副町長、教育長の平均額が約1,100万円。一般行政職が550万円。臨時職が270万円というデータであります。

単純に数字だけで考えますと、まずは町長などの3役の給料を7割カット、職員数を100名削減、臨時職員を30名削減、若しくは、職員の給料を一律で4割カットすれば現在の予算規模に対応しうるだけの経費の削減が可能となります。また、以前も議会で提出したデータではありますが、近隣の大崎上島町においては、上島町同様に離島同士の合併であり、人口規模も7,800人と上島町よりも少し多いにも関わらず、職員は上島町の半分以下の100人で行政を運営しています。

ええー、町長、これだけの多額の借金と職員を抱えてのバトンタッチをしたときは、本当に大変だったと思います。まあ、経営者であれば、夜も眠られないくらい悩んだと思います。このような事態を招いたのは、理事者だけでなく議員にも責任があります。長年議員をして

いるにもかかわらず、注意喚起もせず、反対もなく何も考えずに賛成さえしていれば良かったという議員が多かったからです。

しかし、起きた事とやかやく言っても仕方ありません。現在起こっている事に対しての対応は早急に必要となります。職員は、中辻総務課長を中心に今後の財政健全化に向けた取り組みについて早急に取り掛かってください。町長は、公共施設の統合やケーブルテレビ局などの廃止、特別会計事業の民間委託について、議員と職員から意見を聴取し、一刻も早くランニングコスト削減に向けた取り組みを行ってください。

予算に余裕が生まれれば、先ほど言った子供たちへの教育への支援、新生児の記念樹、その他諸々の住民サービスについては、余裕で対応できると思います。今回の資料は、私が総務課の資料を参考に独自で作ったものではありませんが、上島町の財源状況の深刻さは分かっていたと思います。

これらの意見に対して、早急な対応が必要であります。12月議会までに素案を策定し、少しでも次年度予算に反映できるような対策を練っていただきたいと思いますが、町長、いかがお考えでしょう。それから、先ほど一つ目の質問で定員管理計画の進捗をまだ聞いていませんので、そちらもお願いいたします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、この財政状況の一覧表には、この、これ以外にですね、財政担当としましては、長期的な財政見込みという、そういった作業もしておりまして、まあ、そういったデータから今のまあ令和元年度、その前の30年度ですね、その当初予算の規模が70数億上がってしまっていた部分、これはまあ長期計画の中で、処分場とか、そういった大きなものがいっぱいあったので、もう既定の計画で落とすことができなかつたという部分あります。これは、まあ当然、国の補助事業なんで、それはもう遂行せざるを得ないということで、まあ、これはちょっと箱ものとはちょっと違う部分がございます、必要で造らなければならないという状況がありましたので、こういう計画になっておりますが、基本的な作戦としては、最初に行政報告の方で述べさせていただきましたが、大体70億を切って60億、まあ、一番いいのは、半ばぐらいですね、そのぐらいのオーダーでやっていけると、まあ数年というか、辛抱すれば、大きな出費を出さなければ、何とか改善方向に向けて行けるであろうと。これは、試算というわけではありませんが、皆さんご承知の久万高原町、ここがかつて、こういったうちよりもっともっと、この状況より厳しい状況になっていた時期がありまして、そのときには、職員の給与も5%カットとかですね、そういったとこまでやって改善を図りまして、まあ、5年から10年位かけて取り組みまして、そこに現在では、今、県内でも本当にいい感じの財政状況になっています。

私共も、いきなりその職員の給与をそんなにカットできるはずもないですし、やっぱり上島町を支えていくためには、職員の安定生活というのはとても大切な事だと思いますし、ましてや、上島町の職員のラスパイレス指数は91%くらいなものですから、これ以上職員、まあ、それより先ほど村上議員が仰られたように、カットすべきところはまだ他にもございます。だから、そのこのところをきちんと使い分けしながらスクラップ&ビルドで、望んでいきたいと思っておりますし、長期的なそういうデータをきっちり積み上げた60億のまあ、真ん中から後半までで抑えながら、それから、それを積み上げながら全体の予算規模を少しでも改善していくと。そういう方法が一番実現的だと考えております。そのためには、じゃあ、どういう運営をしていくかということになりますけど、これも、ですから、ランニングコストを抑える方法としての何もかも役場が全部やってしまうんでなくて、できるところは住民の皆さんにもお願いしながらコストを削減する。ランニングコストをどうやったら落としていけるかという、そういうことも取り組む必要があると思っております。

まあ、いろんな政策課題ありますが、とにかく、そういったランニングコストを抑える事と、スクラップ&ビルド、取捨選択、まあ、選択も抽出も当然出てくるでしょうけど、そういった考え方を出しながら、やらざるを得ないと思っておりますので、長期的な考え方としては、そういうことになろうかと思えます。

で、あと、職員の定数管理の計画については総務課長の方から答えていただきます。

**○(中辻 洋 総務課長)** (挙手) 議長。

**○(池本 光章 議長)** 中辻総務課長。

**○(中辻 洋 総務課長)**

職員の定数、定員管理につきましては、まあ、町長の方から先ほど回答があったように現在、まあ職員の定員管理につきまして、実際進めている作業を町長の方から言っていただきました。

そして、議員の方から大崎上島町の例もありましたが、まあ職員の定員といたしましては、まあ一般行政部門、普通会計部門、それと現業部門と言いますか公営企業部門、そういったところもございまして、一概に類似団体とそのまま比較ということは中々難しいところもございまして。まあ、上島町は、ご案内とおりに消防本部も持っております。愛媛県では、東予の方は割と単独の消防本部を皆持っておりますが、まあ南予の方は、事務組合的に自治体で職員を持っているという状況ではございません。

ですから、まあ一概に類似団体でそのまま比較というのは中々合うところと合わないところがあるというところもございまして、まあ議員が仰るように、大崎上島の詳細は私は承知しておりませんが、100人ということでありましたら、やはり上島町の職員は今のところ多いという状況はあるかと思えます。

で、まあ、職員の経緯を総務課に来まして実態を統計的に見ましたところ、生名橋ができたときに、まあ若干最初減ったというところで、まあ市町村合併のときにスケールメリットを生かして職員を減すというようなところがあったと。全国的にあったかと思えますが、上島町も生名橋が架かったときに、若干そういう方向には行ったと。その後、ですが、また徐々に職員が増えているという状況もございまして。

ですから、まあ今後、2年半先くらいですか、岩城橋の開通に向けてですね、きっちり今回は、その今度離島性がそこでなくなって、3島については、佐島入れると4島ですね、4島の離島性が解消されるということも踏まえて、そういったスケールメリットを生かした職員の定員管理を検討していくということで、今進めているところもございまして、まあ、計画としての進捗状況と言いますか、今行っている状況と今後やらなければいけない状況というところで、まあ回答させていただきましたので、ご理解ください。よろしく願います。

**○(1番・村上要二郎 議員)** (挙手)

**○(池本 光章 議長)** 村上議員。

**○(1番・村上要二郎 議員)**

はい、ありがとうございます。

町長、もう上島町のこの崖っぷちの財政状況の中で、まあやれることは分かっていると思えます。私も議員間の協議の中で議員定数の削減に向けて頑張っております。職員が頑張って身を切るのならば、議員もそれに見合った削減は必ず必要になってくると思われまして。議員も現在の14人から国の基準に合わせた8人に削減できるよう私は努力していきたいと思えます。

上島町民のための議員であり、職員であります。上島町の未来のために議員と職員が一丸となって、この状況を改善するしかありません。職員の皆様、大変ではあります、よろしく願います。以上で私の質問を終わります。

(村上議員、降壇)

**○(池本 光章 議長)**

これで、村上議員の質問を終わります。

続いて、平山議員の質問を許します。

**○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)**

**○(池本 光章 議長) 平山議員。**

(平山議員、登壇)

**○(7番・平山 和昭 議員)**

議席7番・平山 和昭です。ええー、今定例会の私の質問は、「弓削高校魅力化プロジェクト、公営塾の今後の運営計画について」という事についてでございます。

県立弓削高等学校の存続策としまして、「弓削高校魅力化プロジェクト」が2017年11月1日に正式発足しまして、上島町公営塾として現在は島おこし協力隊員による講師4名体制で、「ゆめしま未来塾」の名で順調に運営が続けているのはご存じのとおりです。その現況は、インターネット等で運営者により公開されているところであります。

しかしながら、我が町にありましては、少子化による児童生徒数が減少の歯止めはかかっておりません。愛媛県の県立高校再編整備基準に照らせば、今後、規定の入学者数の複数年確保できねば、学校の存続は極めて厳しい現状に瀕しているということに変わりはありません。上島町としましても、合併以来、県立校ではあるが、弓削高等学校は地域にとって必要不可欠と。そういう見地から、様々な側面支援の施策を行い、ここ数年は辛うじて応募者数の確保ができていたのが現状であります。

本年度は、募集定員40名に対しまして32名の応募、29名の合格者との、県の資料にはありますが、そもそも町立小中学校の生徒数の推移、及び今後の町人口推移予想から見れば、上島町単独で「県立高校再編整備基準要件」をクリアするには難しいであろうことは容易に推察できるところであります。そのため、学校としても、生徒の全国公募が実施されているところでありますが、現状は、隣島である広島県尾道市因島から受け入れている若干名の生徒以外は、全国公募の名に値する実績は、まだ表れていません。

その公営塾につきまして、次にあげる事柄で理事者の考え方を伺いたい。

一つ、公営塾の存在を、今後の町政の中でどのように位置づけているのか。

二、公営塾を維持運営してゆくには、生徒数の確保が欠かせないと考えるところですが、

「高校魅力化プロジェクト」におけるプログラムで、その三本柱の一つである教育寮につきまして理事者はどのように対応するつもりなのか。

三、現在、塾は実質的な運営を「島おこし協力隊員」による4名の講師によって行っているところですが、協力隊員の任期満了時に際しまして、講師の方々のその後の処遇については具体的に計画があるのかどうか。

以上、三点につきまして、ご回答よろしく申し上げます。

**○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。**

**○(池本 光章 議長) 宮脇町長。**

(宮脇町長、登壇)

## ○(宮脇 馨 町長)

平山議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、平山議員も仰っておりましたとおり、この高校の存続、高校の存在、このことがこれからのこの町を支えていく、人口を維持していく大きな要因になると思います。これは、全国の例を見ても明らかなように、高校が地域なくなると、中学校を卒業した時点で、家族ともどもいなくなってしまう。そういう傾向が顕著に表れております。この状態だけは、何としても免れなければならない、そのように考えております。そういった基本、それを実現するために、先ほど来、ご質問のありました一番から三番のその各問いにお答えしていきたいと思っております。

今年度、弓削高等学校の町内中学校からの受験者は、例年を上回る70%を超える受験者数がありました。その弓削高校を選んだ理由として、弓削高校に公営塾を開設したことは大きな理由となっております、小規模校だからできる弓削高校の魅力が発信できているからではないかと考えております。

今、生徒数がこうして非常に厳しい状態の中から少しずつでも増えていく中で、つい先日行われました運動会におきましても、生徒の皆さんのエネルギーと言いますか、パワーですねえ、これが明らかに前年よりも大きく膨らんでおりました。まあ、そういったことを考えながら、公営塾は、今年8月現在で、1年生29人中の17人、2年生28人中の15人、3年生25人中の9人で、全校82人中41人、全校生徒の半分50%が、この公営塾に通っております。

これは、全国の他地域の公営塾に比べても高い割合でありまして、弓削高校の公営塾のニーズが高いことが伺えます。これは、公営塾の講師の方々、この熱意と取り組み方、それが大いに生徒さんに評価されているのではないかと考えております。

公営塾は、弓削高等学校の大きな魅力の一つと考えております。この上島町で唯一の県立高校である弓削高校がなくなるといことは、町の衰退にもなりますので、その存続のため、魅力化の一つである公営塾については、町の重要施策の一つとして継続して運営していきたいと考えています。

二番目のご質問であります、現在の上島町内の児童数を見ておきますと、小学6年生辺りから、全員で30人ほどの児童数となっております、その後も児童数は減少していく傾向にあります。町内から、この入学率が70%を超えたとしても、弓削高等学校の再編整備基準であります入学者20人を下回る年が出てくる、そういうことが予想されます。

つきましては、現在、弓削高等学校が行っている全国募集による町外からの生徒の確保、これが不可欠になると考えております。今後の全国募集による実績を踏まえながら、教育寮の建設についても検討していきたいと考えております。

三番目の、三点目の質問であります、現在、公営塾講師については、財源を特別交付税という形で確保できることから国の「地域おこし協力隊制度」、これを活用して人材を確保しております。

地域おこし協力隊の制度ですので、最長3年の任期満了後に、上島町に定住していただくのがベストであります、公営塾講師については、他の協力隊員のように任期満了後に起業

したり、農業に従事したりといった定住を目的とした任務とは異なる業務であるために任期満了後については、ご自身の考えによるところが大きくなっております。

しかし、塾講師については、年1～2回、個人面談を実施してございまして、現状の把握、今後の取組みなどについてのお話を伺っております。特に、任期満了後のことについては、アドバイスするなどの対応をしております。

ご存知のとおり、現在、弓削高校に来てくれている塾講師については、全国的にもかなり優秀な人材でございまして、任期満了後も上島町に残って、上島町の教育・地域活性化などに携わっていただくのがベストだと考えておりますが、今後も、そういった相談に乗りながら、できる限りのサポートをしていきたいと考えております。

以上で「弓削高校魅力化プロジェクト 公営塾の今後の運営計画について」の答弁を終わります。

(宮脇町長、降壇)

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

はい、まあ、ざっくりと回答いただいたんですが、基本的に行政としては、これは人口確保の、あるいはその定住促進の、そういった意味からも高校の公営塾の存続は大事であると。弓削高の存続は大事であるという認識であると、町の重要施策として今後続けていくというご回答をいただいております。

ええー、この一番目の質問の定住促進の観点から公営塾の存在という意義になるというふうに私は思っておるんですが、現在、島おこし協力隊でやっていただいている、まあ立ち上げはそれでやっていただいているんですが、基本的に学校の公営塾が魅力化保つためには、その公営塾のそのグレードと言いますか、レベルというのが、ずっと維持され、なおかつ向上していかなきゃいけないと、自信を持っております。現在の4名の方々は、かなり優秀どころじゃありません。大変優秀です。

そういう中で、実はその立ち上げは島おこし協力隊にお願いしたけれども、そういう塾のあり方についての行政側の認識であるならば、継続していくために、教育レベルを継続していくためには3年、4年くらいの期間では難しい、形を作っていくのが難しいんじゃないかなと思うんですよね。ですので、まあ、半分の方はたぶん任期半分たどっているわけですが、その最初の任期が終わったときに、きちんと残っていただいて、その運営レベル、あるいは教育レベルを維持していただくための話し合いが実際にはされたんかどうかなあ。要するに、時期が来たら協力隊の方に入れ替わっていただいて運営していくという形であったんじゃないかなと思うんですよねえ。そして、まあ私がこの質問出した後にですねえ、ホームページ、9月3日でしたか、2名の全国応募がされておりました、協力隊員の。しますと、残ってその運営していただくという話がもう回転するという前提でもって物事が動いていたんじゃないかと思うんですよねえ。その辺りをどういうふうに考えていたのかという事で、非常にこの質問出た後に本当は関わっていきたくてであろうその方々が任期が来たんで、ある意味では離れざるを得ないという形になってしまっちゃったんじゃないかと思っているん

ですよ。

ですので、立ち上げは、その協力隊員にやっていただいても、それから後のドライブはきちんとその方たちの考えに則った動き方であれば、何も2年来たから後退しないといけない。3年来たから交代しないといけないということじゃないと思うんですよ。それがやっぱり、町長仰るようにですね、塾の存続が大事、そりゃあ「自前でもやるよ」という覚悟がないと、講師の財源を国の財源でやっているから町からの楽になるという考えでやってたんじゃだめだと思うんですよ。

ほんで、現在見ていますと、非常によくやっていただいでいて、グレード高いし、いうことなんで、まあ、伺って話したところによると、まあ2名の方、1名は「役場関係で仕事するかなあ」という話、言っているらしいんですが、まあ、もう一度話し合っていてですね、塾長さんもまあ任期満了になる、まだ1年ありますけど。で、もし、そのまま残ってやれないということであるのであれば、やはりその公営塾に関われる、さっき仰ってましたけども、関われるプログラム、形を作ってあげないと、自前で食べながらどうやって関わっていくのということになるんで、その辺りはもうちょっと真剣に考えてやっていただきたいと思うんですよ。それで、その魅力化プロジェクトというのはですね、まあ、ご存じですけど、こうやって三本柱になっているんですよ。（三本柱の絵をみせる）つまり、移住ということが他所から来るために受け入れ体制ができなきゃいけない。つまり、その公営塾と教育寮と言いますか、下宿と言いますか、そういった子供を受け入れる体制ができてないと、親は来させられないと。

で、去年はちょっと説明受けたら、まあ「住宅の問題で実現しなかった。1名あったらしいんですけど」といったことは、すなわち、そういうことだったんですよ。ですので、これはプログラムそのものが三本柱でできているんで、この子供を受け入れるための受け皿として、その寮、下宿と言いますかねえ、そういったものはもうしなきゃだめだと思っています。

そして、この前、弓削高の校長寮をまあ譲り受けたという話がありまして、現在は生徒のために使っているらしいんですが、その校長寮をそういう塾として使う案もあるんじゃないかなあと。塾と言いますか、下宿と使う案もあるんじゃないかなあと。

それから、たぶん改築するみたい、改修みたいな話がありましたけども、そこらもしっかり考えてですね先々の使い方も考えて手を付けないと、まあ無駄な金を使うというか、使えない形にするということもあり得る。で、そういう中で、校長住宅についての使い方、もう1回改めて伺いたいと思うんですよ。と同時にですね、私の思いとしては、まあ中央公民館があるんで、あそこまあ耐震の問題ありますが、耐震施策して、そういう形に造れないのかなあと思ったんですが、中央公民館はどうするんか、そういうふうに使えないのかどうかいうんについて、ちょっと返事いただけますかねえ。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、まず、講師の方の今後の処遇であります、まあ先ほど来、出ておりますように、

本当に全国でもトップクラスの優秀な人材でございますので、当然、ヘッドハンティング、こちらの方もございますし、まあ、いろんなそのパターンございまして、そちらへ行きたいという、その意思とか、そういった方もこれから出てくる可能性があります。ただ、我々としては、本当に優秀なこういう素晴らしい人材は、ぜひとも残って、この活動を続けていただくのが一番いいのではないかと考えておりますが、今のこの制度の中で出来るだけ回していけるものであればということで、交替要員として、そういうのを考えておりますけど、残っていただける人は出来るだけそれは何らかの方法でということで、現在、先ほど言われましたように、お話はさせていただいております。踏み込んだ話をして、じゃあ、どうやったらどういう体制になるかという話で、実際に町の方に対してですね、「ここで何とか職員に応募してやってみたい」という、そういう意思もございます。

ええー、まあ、そういったことで、まあ本人がそういう事を希望され、そういう取り組みをされるというのであれば、何らかの方法、いい方法を模索するべきかと考えております。

それから、全国募集につきましては、本当にどういう格好でやっていくかという話になるかと思っておりますけど、今回、1名の応募があったけど、まあ入ってくる受け入れ先がやっぱり必要、十分でないので、あきらめたというような、そういうお話になるかと思うんですが、どうしてもそういったときに教育寮というか、そのホームステイ、それから教育寮、いろんなパターンありますけど、一番具体的な実現可能な部分というのは教育寮になるのかなあと思っております。最終的には、そういった施設を整えるのは、まあ、やっぱり5名以上とか、そういったことを想定して動きたいなというのは思っております。ええー、実際問題、現在、民間の方で二通りほどその動きがあるようなんですが、そちらの方の詳しいお話はまだ届いておりませんが、そういったことも含めまして、先般、校長先生とお話をしておりまして、これを何とか実現するにはどうしたらいいかという相談を受けております。その解決策として、学校の父兄を中心としたようなその支援団体、そういったものを立ち上げて、この教育寮の実現に向かって活動の輪を広げていきたいと。当然、議会とか、周辺の皆さん、町民の皆さん、そういったものを、皆さんを巻き込んだ上での高校を支えるシステムとして立ち上げて、そこから教育寮の実現に向けて一歩踏み出したいと。そういうお話をさせていただきました。

ええー、これは、校長先生と私のまあ二人の話で、じゃあ、「どうやったら進みますか」と、「進めますかねえ」という話をこれから積極的に取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

まあ、外からの応募者と言っても、一挙に20人、30人ってことは考えられないので、1人、2人、3人といったような形でまあ応募される。その時に送り出す親御さんの気持ちとしては、「3食ちゃんと大丈夫ですよ」というのが基本的な話なんですよ。

で、今先ほどちょっと話が出ましたけども、まあ後でまた中央公民館については最後に回答いただきたいんですが、今の校長官舎をいただいて、現状使っているのは学校の先生の働



き方改革で、残業日は学校で使えないということなんで、まあ、それ以外に消防の2階とか、あそこを使ってやっているというふうに伺っているんですよね。でも、校長官舎では、結局全員は収納できないという現状なので、校長官舎の使い方、公営塾に関係すればいいんだと思いますので、その辺りは、差し当たってのですねえ、寮として考えて、そのお世話する方をですね、やっぱり町の経費で募集しながら応募者があったときには、そこを使ってやるということになれば何名かず実績が上がってくると。

で、新しい寮を造るとかいう、箱ものを新しいところを造る必要、そんなにないんでね。それはもっと先の話なんで、たちまち毎年1名、2名来てくれるというような事で、現状の入学数もかろうじて、ここ数年はいけそうなんで、その間に町の人もそういうお世話する形というのを作ってあげればいいと。そのためのアイテムとしては、校長官舎もありかなあと思っているんですよねえ。その辺りは、検討していただきたくて、もし、そこに手を入れて改修するのであれば、いわゆるたくさん入るよりも全部一部屋にしようとかいうんじゃないで、そういう使い方が、寮として使うんだったら、いわゆる通常の住宅的に使うという事もあると思いますしということ考えていただきたいなと思いますね。

ええー、ですので、まあ、これをずっと続けていくというのであれば、これはもうある意味、自前で優秀な、やってくれる講師がいるのであれば、自前で交渉しながら続けるとこまで続けるという覚悟もいるんだろうと、いうふうに思っています。

それで、今、公営塾の授業を、まあ教育行政というよりも、まあ移住的なことで担当部署の方が企画課の方でやっていると思うんですが、そのやっぱり担当部署との横の関係をですねえ、きちんと取っていただいて、これはもう町の重要施策という位置付けであるならなおさらですね、担当部局だけでないやり方が必要だと思っております。

ですので、まあ前任者とのコラボ作りができる環境づくりというのは、これはもう待たなしの状況ですので、やっていただきたいなあと、出て行かれると大変もったいないですので、どうやりたいという話もちょっと伺っておりますが、それはそれとして、ぜひ、関わりが残るような、関わっていききたいという意味は二人ともしっかりあるんでね、よろしく願いしたいと思うんですよね。

ええー、じゃあですねえ、まあ、ちょっと言いました、中央公民館を基本的にもう使えないんだしたらどうするんだと。もし、耐震構造がないんで本当は使えないというのであれば、まあ、今あそこが使ってますよねえ、放課後児童クラブが。そういう公の事業でそこでずっと使っていていいのという話なんですよねえ。どうなんですか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、この前、ご質問のありました中央公民館につきましては、仰るとおり耐震化が当然まあ満たしていない。それから、まあ当然、改修するにしても、これはちょっと無理だろうという、そういう判断はしております。ただ、仰るとおり放課後児童クラブが今使っておりますし、逆にカラオケクラブとか、そういった一般の方も使用されております。それに代わる施設をどうするかという当然問題が出ておりますが、これはまた今、利用している方々

との、まあどこがいいか、どうするかと、そういう話を早急に進めさせていただく以外にないのかなと思っております。

今の段階では、本当にちょっと古くて危険になっていくんじゃないかという、その危険性の方が相当危惧されますので、早めにそこは対応したいと思っております。以上です。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

はい、回答については、まあ前向きな回答という事で、ぜひ、移住していただいて「残っていきたい」と仰っている講師の方々にずっとやっていただけるような協議をしていただきたいと思います。それから、中央公民館については、まあ危険施設というふうな認識になってくると思うんで、「そこで今使っているから」という話じゃなくて、何らかの形で早くしないと、それこそ何かあったときに「どなたが責任取るんですか」という事になると思いますので、その検討は併せてやるべきだと思っております。じゃあ以上で私の質問は…。

○(池本 光章 議長)

ちょっと待ってください。杉田課長から説明があるそうなので、杉田課長。

○(杉田 和房 企画情報課長)

ちょっと補足で、高校の校長官舎の事なんですけど、今、無償譲渡の契約の条件として、「10年間は公営塾の教室として使ってください」ということで条件いただいておりますので、まあ仮に教育寮として使うのであれば、愛媛県との再協議が必要となるという事をちょっと付け加えさしていただきたいと思います。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

県としてはですねえ、公営塾関係であつたら別に「いや」とは言わないと思いますので、まあ、もしそういう使うのであれば、早急にその話をさせていただいてですねえ、手を付ける前に方向性をきちんとやってからおやりになった方がいいと思います。以上です。

(平山議員、降壇)

○(池本 光章 議長)

それでは、ここで10分間、10時まで休憩を取りたいと思います。

( 休 憩 : 午前 9時51分 ~ 10時00分 )

○(池本 光章 議長)

再開します。

続いて、大西議員の質問を許します。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

(大西議員、登壇)

○(3番・大西 幸江 議員)

議席番号3番・大西 幸江です。今日は二つ質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

一つ目の質問ですが、「定住促進条例の見直しを」ということで質問させていただきます。我が町の過疎・高齢化を防ぐ手段の一つとして、定住促進施策を進めています。定住促進については、我が町だけでなく、多くの市町村で独自のアイデアを出して、住民獲得競争を行っているという現実があります。ですが、実際には、似たような施策も多く、我が町で行っている定住促進条例は、結婚祝い金、出産祝い金等他町村でも行っている現実があります。また、定住促進条例は時限条例であり、来年の3月末で条例の期限が来ます。この条例については、住民からは「不公平感のある制度である」という声をしばしば聞いております。特に、出産・子育て祝い金については、子育て支援の観点からも不公平だという意見が多く聞かれますし、婚姻の年齢も形態も多様化していることから、この条例では適応範囲外になることもあり、定住促進どころか歓迎されていないというような感情になるという非常に難しい側面も垣間見えます。

そこで質問いたします。定住促進条例が来年3月末で終了することに伴い、条例の見直し、延長を行うつもりはあるのでしょうか。今後、上島町の定住促進策をどのように進めていくつもりなのか。ご説明ください。よろしくお願いいたします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

大西議員の質問にお答えいたします。

ええー、上島町定住促進条例につきましては、これまでの実績や町の財政状況等を総合的に判断して、条例の見直し・延長等を行わず、条例で定める失効日である今年度末をもって効力を失う、条例廃止ということとしております。

これに至る経緯としましては、子育てや結婚祝い金に関しては、5年間の実績では、結婚は微増、出生は減少傾向となっております。また、移住に係る事業につきましては、本条例の効果があったのかどうかを判断するため、町外から上島町に移住された方を対象に行なったアンケートで、上島町への移住を決めた理由として、景色がきれい、気候が温暖などの「自然環境」や町民の温かさなどの「人柄」、そういったものに起因する理由が多く、「定住促進条例による支援策、いわゆる支援金が移住の決め手にはなり得ていない」、こういう結果が出ていることによります。

こうした町外からの「移住」、そして、上島町に住み続けようという「定住」に関して、最も重要であるのは、その土地でありまして、その土地に住む人であると考えております。

そこで、今後の町外からの「移住」に対する支援施策としまして、移住者の不安を取り除いてあげることが第一と考えております。検討段階・移住初期段階をサポートできる体制の構築を考えております。

現在、移住定住を促進していくための方策を探るため、町職員・移住者による自主研究グループが立ち上がっておりまして、その研究グループの成果も考慮しながら、実際に上島町

に居住している先輩移住者や地域の方々にご協力いただき、移住相談や移住後の生活相談など、そういったソフト面での充実を図っていくことで、上島町でしかできない移住支援ができるものと考えておりました。来年度以降の事業実施を検討し、また、子育て支援につきましても、新たな取り組みを検討しているところであります。以上です。

(宮脇町長、降壇)

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

この条例をもう続けられないということで、まあ、それはある意味まあ良かったというべきか、効果が実感できないという事は、今回の決算審査でいただいている主要事業の中でも住民課さんの方が書かれているので、まあそういうふうな状況にもっていくという事は、それはそれでよろしいんじゃないかと思うんですが。それでですね、じゃあ、そしたら次の手立てとしてということで、アンケート結果を元に環境によるものが多いから土地柄や人柄が大事だという事で、ソフト面の支援という事なんですけれども、まだこれちょっとよく決められていないみたいですよ。サポート体制の確立とか、移住相談とか、ソフト面で来年度以降という事なんですけど、まあ、来年度が要は新しい体制のスタートになるわけじゃないですか、移住に対して。で、来年度以降というのはもうこの3月までにそのサポート体制はある程度形を作られるという事でよろしんでしょうか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、これは、役場組織の中でもですね、今までいろんな部署に分かれて、その例えば、住宅であればこの窓口、農地であればこの窓口とか、そういうふうな恰好で、まあ進んでおりました。そういったところを移住者からの問い合わせがあれば、窓口を一元化して、そこから対応できるように今もうそれに切り替えつつありますので、まあ、これは予算が伴わない部分で、こちらがすぐ対応できるということで、そういったことをやりながら、この自主研究グループのその提案も入れながら、どんどんこう変化させていきたいと思っております。どこの市町村でもそうなんですけど、例えば、島根県の邑南町辺りを見ておりましたも、ここも移住者が多いんですけど、どういうふうになっているのかというのは、やっぱり地域全体で支えている部分、その地域全体と言ってもいろんな動きがありまして、その人に合ったサポートの人と言うんですかねえ、人と人とのその出会いみたいなのが、どうも一番大きなポイントになっていると。これは、土佐町辺りも一緒です。で、高知県もいっぱいいろんな人入ってきていますけど、そういった事例を見ていても、この人がサポートしてくれたから、ここに住めたみたいなのが相当あります。

やっぱ、そういう人を巻き込んだような地域の中でそういう人といかにうまくマッチングしていくかという。で、当然その場所、例えば佐島であればこことか、そういう場所とそういったいろんな環境要因と全部がトータルで動いていくことになりますんで、その辺のマッチングをいかにサポートできるか。そういうことを考えながら取り組んでいきたいと考えて

おります。以上です。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

はい、一元化していただいて、どこに行ったらいいのか分からないということがなくなるという事はすごい良いことだと思うんですよ。なので、まあ、そういう形に作っていただくのはいいですけども、ちょっと一つ気になるのは、今、町長のご答弁だと移住者にすごく特化していて、「元々じゃあいる人はどうなんですか」というところなんです。先ほど平山議員の話の中で高校を存続させることは結局そこから、地域から人を流出させないことへの手立てだという話があったと思うんですよ。

だから、広い意味では、それも定住促進だと思うんですけども、まあ、それと同様にここにもう住んでいる人に関しても、もっと長く住みたいという、定住する形、定住していくための形作りというのをやっぱやらないと、この条例まあ確かにどうかと思うところありましたけど、要はもうここに住んでいる人、子供を出産した人、それからここに住んでいても結婚した人にも何らかの恩恵がある形になっていたんですよ。だから、長くここで何かをしてもらったからもっと住もうか、もっとここにいたいかなって思える仕掛けっていうふうになっていたと思うので、移住だけじゃなくて、もうちょっとここに住んでいる人にも何かずっといたいと思うような仕組み作りなり、サポート体制が必要だと思うんですけども、その辺はいかがお考えですか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、それは仰るとおりだと思います。今まで上島町が取り組んできたその移住対策の中で、例えば農家であるとか、そういった方が3年間頑張って、まあ支援しながらやってきて、その挙句の果てにやっぱりその後が続かなかったというのが事例として結構ございます。

これからは、そういうのを出来るだけ減すためにどうしたらいいのかと。やっぱり、そこで一番大きな要因になるのは地域との関わりだと思っていますんで、これは役場も当然積極的に関わりを持たなきゃいけないんですが、地域の中に溶け込む、マッチングをしていくという、それをどうやったらうまくサポートできるか。そこの部分を役場としてもどうやって取り組めるか。それを課題として抱えてしっかり改善していけるように頑張っていきたいと思いますが、具体的に、これは人との関係とか地域との関係という事ことになると、これはケースバイケースがほとんどになってきますけど、そういった事もあっても、これは地道にやるしかない、そのように考えております。

ええー、全国の他の先進事例を見ても、それはもうそういうふうにもう進めていくしかないんだという事も自覚しておりますんで。これは実際のその運営作業としては、大変なその部分というか、負担というか、出てくるとは思いますが、人が一人ここで新しい生活を始めるという事は、やっぱりそれだけ大変だという事で、そういう認識の元に立って、まあ出来るだけそういったサポートできるような、そういうシステムに組み替えていきたいと思いま

すので、ご理解のほどお願いします。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

いや、それだと移住してきて少し年数経った方への支援策ですよ。で、そうじゃなくて、例えば、ここに元々生を受けて、で、Uターンで帰ってきたとかっていう人が、じゃあここに住みつくときに、やっぱり何か、まあ前ので言うと、さっき言ったように結婚すれば結婚祝い金が出たりとか、就職すれば就職祝い金が出たりしてたじゃないですか。で、外から来る人ばかりにまあ手厚いという話もよく聞くことなので、住民の方から。

そうじゃなくて、ここに住んでいても、まあ仮にですね、私の例で言いますけど、私は独身のときに当然岩城島に住んでいました。で、会社と家の往復で他の世界はやっぱ中々よう行かんかったんですよ。で、そうすると、町長が仰っているような地域とマッチングするチャンスというのがないんですね。で、地域で困ったことがあっても、それを相談するところがないんですよ。親に言ってそれが解決できることならいいですけど、そういう事じゃないことだって当然あるので、元々いる人にも何かこうサポートできる体制があればいいなと思うんですよ。たぶん、そこの立場にならないと中々分からないのかもしれないんですけど、ちょっと、うん、その今いる人にも何か恩恵のある事っていうのを考えてほしいんですが、ちょっと難しいですか、私が言っている事が。Uターン者もそうですし、元々ここに住んでいる人でも就職して数年間はたぶんねえ、自宅と会社の往復の方がたぶん多いと思うんですよ。そうすると世界が広がらないでしょ。まあ、分かりました。はい、すみません。なんで、じゃあサポート体制を十分に確立してください。よろしくお願いします。

じゃあ、2問目に行きたいと思います。

先ほどの移住定住促進にも関わってくるんですけども、「空き家活用を促進せよ」という事で2問目の質問をさせていただきます。

移住・定住促進の施策の一つとして、空き家バンクという制度があります。ホームページで確認してみると、一時登録件数が増加したような印象を受けましたが、最近はあまり動きもなく、特に活用されている気配は感じません。また、住民からはたびたび「家を探している」とか「公営住宅は高くて入居できない」などの声が聞かれ、住宅に関する情報が乏しく、住民が苦慮している姿が伺えます。

ですが、平成29年には空き家対策事業として空き家調査が約630万円をかけて行っており、調査結果もご報告いただいております。また、令和元年7月に町が国に対して要望事項を取りまとめた中には「移住定住促進のための支援策の拡充」が入っており、その課題として、町内に不動産業者がいないことや民間賃貸住宅がないことを挙げています。既に町は課題を十分認識しており、空き家調査も済ませた状況にあり、いつでも活用する準備はできていると感じます。

そこで、質問させていただきます。住宅確保に関し、空き家バンクや空き家の活用は非常に有効であると思いますが、町としてどのように方針を定め、仕組みを動かしているのかご説明ください。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

ただ今の質問にお答えします。

空き家バンクの物件登録につきましては、倒壊の可能性がある危険家屋でない限りは極力登録できるように努めており、移住定住や空き家に関する直通電話を設け、今年度5月広報の折り込みで周知し、5月以降だけで8件の空き家登録があったところであります。

また、空き家バンク物件の情報を提供している町の公式ホームページにおいても、昨年度までは、外観写真と一部の条件しか掲載しておりませんでした。今年度から、利用者が物件の雰囲気把握できるよう、内観の写真とともに建物の雰囲気や立地を表現できるよう、情報提供できる範疇の中で、随時、改善を図っているところであります。

利用者登録に関しましても、昨年度までは、既に町内に居住されている方は空き家バンクの利用ができませんでしたが、町内に住居が見つからず転出してしまう懸念もあったことから、定住促進の観点から、町内居住者でも利用登録が可能となるよう制度を変更したところであります。

平成26年度以降の空き家バンクの物件登録数は54件で、うち30件が売買・賃貸による成約済み物件となっております。町内に活用できる空き家はまだまだ数多く存在しておりますが、その全てにコンタクトを取れていないのが現状であります。

空き家の活用に関しては、先の質問にもありました移住支援策にも通じておまして、上島町への移住を考えている方のための「お試し住宅」や上島町での起業を考えている方のための「お試しオフィス」、そういったものの必要性も感じているところでございます。

今後も、空き家バンクの登録件数を増やして、移住定住者の住居の選択肢を増やしていくために、各地区等とも連携して空き家バンク登録物件の増加に取り組んでいきたいと考えております。

以上で大西議員への答弁を終わります。

(宮脇町長、降壇)

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

そのホームページなんですけれども、私が、まあ、ちょっとごめんなさい、昨日確認すればよかったんですが、ちょっと前に確認したときには、内観の写真とかね、新しい情報がなかったの、あらっ、ちょっと活用できてないんじゃないのって思ってたんですけど、でも、まあ新たにそのようにされているようですので、まあ確認を私もします、すみません。で、ですね、この空き家を活用するという事に当たって、常にその空き家を対策事業としてまあ調査しましたよね。で、今までに30件がまあ成約していて、46件でしたかねえ、が登録されているという事なんですけど、実際には、さっき町長もご答弁あったように、もっともっとたくさん空き家があると。で、いろいろな事情があっただけ貸していただけないのか。それ

とも、空き家バンクの登録が分かってないから、貸していただけないのか、まあ話がないのかってところで、まあ町としてどのように動いているのか。それと空き家活用に関しては計画を策定してやるということになっているんですが、計画は一度もお示しいただいたことがないと思うんですね。で、その計画がどのように作られているのか。まあ、できているのかどうか。

で、今、その計画を策定するという段階では農林水産課が所掌という事だったんですが、また所掌代わりましたよねえ、確か今年。で、こういう毎年所掌が代わるような状況でどの程度のことが計画されてやられているかという事が疑問ですし、で、空き家を活用するに至っては、町に補助金も付いてると思うんです。で、一応昨日、補助金については確認したんですが、そうすると、既に、空き家活用事業という事で改修したら、まあ、50万円まで出るというのはもう既に今年度は終了というふうに掲載されていて、で、これだと町内の方でも使えるんですよね。なんですけど、もう一つの移住住宅改修支援事業の方は、空き家バンクの物件は扱えるんですが、結局、移住者じゃないと使えないと。

で、予算額を見ると、実は、こっちの空き家活用事業はもう50万しかないんですね。だから、1件若しくは2件、マックスで考えたらですね。しか、改修できない。で、もう一杯ですと。で、こちらは2,200万だったかあるかと思うんですが、まあ金額も太いんで、5件ぐらいを見込んでいる感じかなあと思ってみたんですけれども、ちょっとやっぱり、せっかく条例で町内居住者にも利用できるようにしたんだったら、やっぱり町内の人も改修して使えるような形にさせていただかないと、中々空き家の活用促進にならないんじゃないかと思うんですが、この2点について、ちょっとご答弁いただきたいんですけども。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

前段の部分ですもんねえ、空き家の掘り起こしのお話だと思うんですが、これはご承知のように、空き家の持ち主の、所有者の方は、ほぼ町外で、連絡を取ることもかなり難しい部分、それから、当然、中には仏さんがおったり、家財道具があったりと、そういう家がほとんどでございます。そんな中で、掘り起こしをしながら、やっていくというのは、今のこの何て言うんですかねえ、中々虱潰し(しらみつぶし)というか、そういう作業をやるしかない部分がございまして、この作業は本当に膨大な手間と時間がかかるという話です。

ええー、そこは、出来ましたら、町民の皆さんにもですね、ご協力いただいて、「誰それさんのこの家は、これだったら住めるけん誰か話してみるか」という、そういう声掛け等ですね、ぜひお願いしていけたらと思っております。せっかくのまだまだ使える住家、空き家がむざむざ雨風にさらされて、朽ちていくというのはもったいない話でございまして、社会の資本として、再度活用させていただくのが一番いいのではないかと思っておりますので、ぜひ活用するためにも皆さんのご協力を仰ぎたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、先ほどの制度の中身につきましては、担当課長の方から説明してもらいますので、よろしく申し上げます。

○(杉田 和房 企画情報課長) (挙手)



○(池本 光章 議長) 杉田企画情報課長。

○(杉田 和房 企画情報課長)

まず、空き家の計画ですかねえ、策定の分についてですが、ええー、今年の5月に私共企画情報課の方に事務が移譲になりまして、計画自体はできておるんですが、現在その内容等を精査中のございまして、まだ公表するには至っておりませんので、今しばらくお待ちください。

あと、空き家の改修の補助事業についてですが、50万の安い方については町単独事業でございまして、もう一つの高い2,200万の方については県の補助事業でございまして金額の差があります。そして、50万の方については、まあ今年は予算の範囲内という事でもう終わってしまっておるんですが、来年度等については、空き家が多いという事もありますので、財政当局とも協議しまして、件数等を増やしてみたいと、増やすような要求を考えております。以上でございます。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

この空き家活用についてはですねえ、実際、例えば、ここに仕事とかで来ていて結婚すると。そうすると、公営住宅に入ろうと思ったら両方収入があるので高すぎて入れないと。で、安い住宅をやっぱり求めたいわけですよ。これから結婚して出産するという事になるので。で、まして、団地にずっと住むとかいうことではなくて、まあ、もうちょっと広いところとか、車が止めやすいところとか、まあ、言い出したらまあ欲はきりがありませんけれども、でも、そういう事を考えて新しい方が家庭を持つのにとかね、という事もあって、やっぱりもっとその計画もどういう計画になっているのか分かりませんが、その補助もまあ、増やすという事も必要だと思いますし、やっぱり町がそれを抱えて、いくらかはもう仕様がないうんですよ。だから、抱えて、「こういうところありますよ」と言って情報提供できる形をもっと作っていかないと、今の登録件数だととても足りないです。

で、いつも聞かれるんですよ。「家、知らん？」って。「岩城でどこか住めるとこ知らん？安いとこ知らん？」って聞かれるんですけど、いや、聞かれても、もう貸してくれるというふうに決まっているお家がいくつもありますけど、そういったところはもう住まれていますし、で、そうすると、やっぱ遠くにいる、で、私たちじゃあ、手が届かない、連絡が取れないところだからこそ行政が手を出して、連絡を取って「どうですか」というふうには勧めたいだかないと、中々こっちから「どうですか」というふうにはならない部分も多いと思うんですよね。

なので、計画はまた出来たら教えていただきたいですし、で、予算についても、検討いただきたいですし、定住、これ移住定住にも本当に大きく関わってくるところで、他の自治体では移住定住促進条例というのと割と住宅の条例が多いんですよ、住宅補助。で、上島町はちょっと先ほどの結婚祝い金とか、あっちの方だったんですけど、他所の自治体は住宅がやっぱり一番大事というふうに移住定住では位置付けられているようで、移住定住のために住宅の確保というのを第一に考えて条例制定されているところも多いようなので、その辺も十

分ご検討いただいて今後の政策を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(大西議員、降壇)

**○(池本 光章 議長)**

続いて、前田議員の質問を許します。

(前田議員、登壇)

**○(9番・前田 省二 議員)**

議席9番・前田でございます。本日は二つほど質問させていただいたと思います。

ええー、1点目でございますけども、「町民のお金の使い方について」、ちょっとお訊きしたいと思います。上島町から㈱いきなスポレクへの支援金2,750万円は、3月8日の議会において賛成多数で決議され、なぜ、その日のうちに㈱いきなスポレクの口座に振り込まれました。その口座のお金もすぐさま…。

**○(池本 光章 議長)**

前田議員、よろしいですか。町民のお金の使い方という事でしたら…。(前田議員から「順番違う、2番か。ごめん」の声あり)よろしいですか。前田議員から「上島町政策決定が1番かのう、1番と2番、間違えとる、ごめんなさい」の声あり)

**○(9番・前田 省二 議員)**

改めまして質問させていただきます。

宮脇町長は、立候補時の公約議会の場においても、「上島町の政策決定に当たっては、町民や議会と十分な協議や説明を行ったうえで決定する」と公言しています。

しかし、現実にはフェスパの指定管理者決定に当たっても、住民代表が精査した選定委員会の決定を無視し、草刈りの業者選定についても業者選定委員会結果を覆すなど、言動が一致しておりません。

上島町のライフラインである交通手段においても、「上島町交通ネットワーク協議会」を作っていますが、形だけで、現実にはほとんど協議会を開催せず独断で進めています。その結果、100年近く町民の足として地域貢献をしてきた弓削汽船株式会社を廃業に追い込みました。

フェスパに関する条例改正においても、過去の検討と実績のうえで何十年も続いてきた制度を、根本から揺るがす案件であるのに、緊急の臨時議会での対応で議案説明も議決当日のみに行うなど、議員に対しても十分な説明さえありません。この条例改正は、最低でも複数回にわたり定例議会などで十分な説明と精査が行わなければならない議案です。町民のお金を使ったフェスパへの補助金2,750万円も支払い期日が迫っていたのか、いきなりの提案でした。

役場職員に対しても、公約で「労働組合を作り意見を広く聞く」としていながら一向に実施策を示さず、反対に早期退職者が異常に多くなっています。

観光対策として重要な、松原海水浴場でのキャンプやバーベキュー禁止決定も同様です。

現在の上島町の政策決定は闇の中で、一部の議員と選挙後の後援会幹部が特定の場所で決定しているとの声を、多くの方々の住民から聞いています。

以前は、行政側から自主的に・定期的に、各地区において住民との懇談会が開催されてい

ましたが、それさえもありません。財政が苦しくなった今こそ、宮脇町長が公言する「開かれた町政」を実施すべきだと思いますが、いかがお考えかお示してください。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

ただ今の前田議員の質問にお答えします。

ええー、「政策の決定をオープンにせよ」というお話でございますが、島の未来懇談会という、そういうシステムに代えさせていただいております。これは、従来あった地区懇談会、これを地域ごとにずっとやっていたわけなんですけど、その内容を精査していく中で、これは地区要望だけのほとんどそういったお話が多くありましたので、この地区要望であれば地区の方から地区長さんを通じたりとか、そういった格好で出していただければ、それで済む話でございます。この上島町の将来を変えていくためには、ちゃんと課題を設定して、それについてみんなで語り合うという、そういう方法の方がより好ましいのではないかと。そういうふうに考えまして、しまなみ懇談会ということを開催させていただいております。

因みに、平成29年6月には、「公営塾の運営について」というテーマで、岩城地区新地集会所でやらさせていただいております。同じく29年10月20日には、生名の3分団で集会所で「集会所の利用の方法について」ということもテーマとして上がっております。同じく平成29年12月、西部集会所で「上島町の未来に向けて」と、これは大きなテーマでございましたが、老若男女皆さん、いろいろな世代の方が、活発に議論をしていただきました。

それから、平成30年の7月には、弓削のふくふくの会で「上島町の高齢者福祉施策について」ということで、課題と対策について、こちらも真剣な熱い議論がありました。それから、令和元年の7月、これは岩城地区の北集会所で「これからの上島町について」ということで、まあ、財政問題からいろんな町のこれからの方向性とか、そういった内容について、たくさんありました。それから、要望を受けたんですけど、ちょうど他の急用と言いますか、上手く合わなくて、平成30年7月に上弓削の東泉寺で行う予定だった「これからの上島町」という、そういうテーマであったんですけど、ちょっと都合で流れてしまいました。こういったことで、テーマを決めてみんなで話をするという、そういうことで前向きな取り組みとして、ぜひ、この懇談会をどんどん活発にやっていけたらと思っておりますので、今後ともよろしくをお願いします。

それから、先ほどの中にもありました「上島町ネットワーク協議会」、これは、公共交通の「上島町交通ネットワーク協議会」ですね、この中では、今までに5回ほど審議をさせていただいております。これは主に交通弱者と言いますか、利用者の目線からいろんな意見をいただいて、それを公共交通ネットワーク再編に繋げたいという事で立ち上げさせていただいております。弓削地区2人、生名地区2人、それから岩城地区2人、魚島1人ということをやらせていただいておりますし、これは議員の方も傍聴に一部来られております。今まで5回ほど開催させていただいております。

第1回目は、「上島町交通体系の現状と取組みについて」ということで、現状の問題点、それから、どういった事を協議していったら良いのかということ、洗い出しとその今後のスケジュール、協議のスケジュールそういったことを皆さんで自由討論でやらしていただいております。それから第2回目につきましては、「生名フェリー発着場（長崎栈橋側）の整備について」、その今後の方向と内容、これでどういうふうにこれからしていくべきかと、そういったお話をさしていただいております。第3回目の協議会では、「こまなん自動車の概要」、それから「交通弱者対策について」まあ、ご承知のとおり、こまなん自動車につきましては、交通弱者の方、免許返納者の方とかですね、そういった方が主に利用されておりますが、そういった交通弱者の方がどうやれば、自分たちの足を確保できるのか、そういった事で意見交換、協議をさせていただいております。それを受けて第4回目でも、この問題はちょっといろんなことに多岐に渡るんで、その交通弱者対策についての「バス運行のあり方」、それから「タクシー的なサービスについて」、それから「町外への移動について」「サービスの均衡化について」、そういった内容で話をさせていただいております。で、第5回目につきましては、公共交通の再編ということ、今後の「バス運行のあり方について」ということで当然岩城橋開通後の事を見越して、どういうふうにシフトして行けばよいのかと。例えば、車両の工夫でありますとか、状況に合わせて小型化も良いんじゃないかとかですね、運行ルート工夫、これはどういうふうにするか。まあ、当然流れとして、まあ立石港に集まってくるような流れになるのかなという皆さんのご意見でございました。

で、架橋後の岩城地区への町有バスでの乗り入れ方をどうしたら良いのかという事で、出来るだけ早い機会に、そういう今こちら岩城地区以外でやっております、弓削・佐島・生名地区、それと同じような条件運行が必要になって来るだろうということで、どこから切り替えていくかとかということ、あと、架橋後のバスの運行につきましての経費、これをこれ以上増やさないためにはどうしたら良いのかというような協議をしております。それから、岩城橋が架かった後については、タクシー的なサービスも当然必要になって来るんじゃないかということでありまして、これについては、まあ民の動きをちょっと十分にリサーチしないと難しいんじゃないかという、それから、バスのダイヤ検討に係る条件設定に必要な事項という事で、中々優越がつけない、付けにくいだろうという事で、まあ他の公共機関とのアクセスを含めた、いろんな方法を住民の意見を聞きながら、組み合わせなければならぬだろうという事で、ただし土日祝日、この運行につきましては、まあ減便しないと経費と、難しいだろうという意見もいただいております。

で、完成につきましては、まあ当然、町が頑張るしかないという事であったんですが、支線については、委託しても良いんじゃないかと、こういったお話もいただいております。で、住民アンケート調査については、地域により意見が異なるだろうから、しっかりやった方が良さだろう、そういうふうな意見をいただいております。

それから、松原海水浴場の禁止を勝手にやったというお話みたいな間違った情報になっていると思いますんで、これは6月議会においても報告させていただいておりますが、土地の所有者であります、弓削神社さんからの申し入れによって、やむなく中止としております。要因は、近年のキャンプ客増加と併せて、マナーの悪いキャンプ客、利用者、これが多いこ

とで枯れ松が増加しているという、何とか松林を保護したいという、そういう弓削神社からの申入れでやむなく止めております。こちらが止めるといったわけでもございませんので、それは訂正していただきたいと思います。

それから、あとまだたくさんあるようなんですが、ええー、いろんな状況を垣間見ながら、その事態がいろいろ進展していきますので、それに併せていろんなこういう提案なり、提言なりは、させていただいているつもりでございます。ある日突然こういうふうなというお話は、ちょっと不本意でございます。

まあ、それから、フェスパに関する条例改正のことなんですが、これは何十年も続いてきた制度というお話でございますが、これは、フェスパは、平成17年に管理委託方式に変わっておりまして、それまではゆげロッジ、それから、その後のそうですね、いろんな制度があったと思いますが、これを突然変えたというのは、その平成17年に管理委託方式という、それは平成15年に国の方で指定管理というか、そういう制度ができたのを受けて、指定管理者制度を地方自治法の改正ですね、これが平成15年の9月2日に施行されまして、そこからあと、町内の施設で指定管理にした方が良かろうという、そういったものに対して指定管理に切り替えている部分がございます。これは、まあ全国的な例で見てもこういう流れの中でやっているという事ございまして、これをいきなりこういう案件という、そういう事には当たらないと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それからまあ、こういった指定管理の制度自体は、当然、これは自治体の施設としては、これは例えば町であり、そういった自治体が所有している施設、これをどのように管理するかという一つの方法が指定管理者制度でありまして、絶対にこれにしなければという制度ではございません。その中で、どれを選んでどういうふうに運営すれば少しでもコストが安くなるかもしれないとか、そういった取り組みの中で行われている部分でございますので、その辺はぜひご理解をいただきたいと思います。

ええー、これであとは、フェスパの選定に当たりましては、これは選定のときの内容等、議会でも説明さしていただきましたが、ゆげフーズさんが、それまで頑張ってきて来られましたが、中々経営改善が進まない。それで、まあ最後の年は売上げが伸びてなかったんですが、それでも役員報酬等をですね、無くして黒字に何とか持ち込んでいただいたという、そういう経緯もあります。私自身としては、あの施設はもうしっかりと根本的に変えざるを得ないと、そういう判断をしまして、それでそういうノウハウを持っている外の業者さんをお願いしたいという気持ちでやらさせていただきました。

しかし、まあ皆さんご承知のとおり、ああいった経緯がございまして、その業者さんが、引かれましたので、やむなく、いきなスポレクの方でやらしていただくような格好にさせていただきました。ええー、ただ、これから先の事を考えますと、やっぱりフェスパは、外貨を獲得できる町内唯一の施設と私自身は思っておりますし、そのための方策をしっかりとやらざるを得ないと思っております。それは、今現時点では、かなり厳しい状況にはありますが、これはしっかりと存続させるという事を前提にやらざるを得ないと思っております。12億に近い建設費を注ぎ込んで、その中で補助金、それから起債償還等で7億等残っておりますが、このことを考えながらやると、どうしても継続して、それで少しでも早く経営改善

を実現さしていくしかない、そのように決意を新たにしておりますので、また、この件につきましては、後日改めて議会の皆さんと協議をさせていただきたいと思っております。以上です。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

すみません、ちょっと訂正させてください。表紙を1と2を逆になつとる。

○(池本 光章 議長)

反対に、はい。

○(9番・前田 省二 議員)

それとですね、労働組合の問題の回答とですねえ、上島町職員が早期退職者が異常に多い理由は何であるか協議したことがございますか。

それと、草刈業務は仕様どおりに実施されているのかお聞きしたいと思います。この9月5日には、生名橋記念公園の草刈りを役場職員2名が行っていました。その理由は、委託業者が対応できないということらしいが、なぜ、上島町は施工能力がない業者に草刈業務を請け負わせたのか。その業者に対して上島町契約解除や指名停止処分が必要であると思うが、どのように対処するか。そして、その職員に誰が指示をしたのか。これは、担当課長にお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

まず、職員の労組の件でございますが、これは私自身は、職員が当然自分たちの誇りを持って働いて行くためには、職員としての権利、義務等ですねえ、これはきっちりと確保されなければならないと思っておりますので、これは引き続き取り組むべき課題だと思っております。ただ、前田議員が仰る部分で、なぜ早くできないのかというか、そういう趣旨だと思うんですが、これは職員の意識の問題でございまして、職員の中にそういう意識に至っている方が未だそこまでおられないと、これが現状だというふうには認識しております。ええー、やっぱり組合というか、そういう組織を作るには場合については、まあ、他所の事例辺り見ましてもやっぱり数人、十数名ぐらいは必要なんじゃないかというのはあります。その時に町の職員として、組合を立ち上げてどういうことに取り組んでいくのかという問題意識も当然しっかりとしたものが必要だと思っておりますし、最近の自治労とか、そういった最近のお話を聞いていますと、やっぱり自分たちの今の働き方改革じゃないですけど、いろんなその問題がございまして。特に、今では正規職員、臨時の方とか、いろんなそういった方とのその正規職員との軋轢みたいな、その中からいろんな問題が発生しているとか、そういった問題も多々指摘されております。

将来的には、やっぱり職員皆さんが、いろんなそういう問題を自分たちで考える、そして町に対してはやっぱりこういうような職場環境を作りたいと、そういったことを提言できるような、そういう組織が必要だと考えておりますので、これはもう少し長い目で見ると

要があると思っております。

それから、早期退職者の件でございますが、これにつきましては、いろいろなケースバイケースでいうか、そういったことが多々あります。ただ、私になって早期退職者が異常に増えたとか、そういう話ではなくて、恐らく前任者の方がまだもっと多かったと認識しております。何で退職するかというその理由でございます。これは、いろいろございますけど、今、いつの議会だったか分かりませんが、今ちょっと覚えていないんですが、土居議員から「IT化が進んでいるので、職員が仕事が楽になっておるんじゃないか」というようなご指摘がございましたが、これは全く逆でございます。逆に IT 化が進んでいる分だけ、国・県への報告書、作成文章、そのスピード、タイムリミット、これがどんどんどんどんきつくなっておりまして、で、報告する文章の内容量それも増えております。

まあ、ここまで増えているのかというのはあるんですけど、そういった現状を垣間見ながらはっきり言いますと、相当、末広と言いますか、自分自身が心その緊張状態と言いますか、仕事モチベーションを維持するというのがきつくなっているのが事実でございます。それは、これから先も逆に続くと思っております。逆に今後ですね、若手の職員の方、こういう我々の世代ですと、かなりハードな徹夜とか、そういう働き方改革とかいう観点とか視点とかがなかった時代を経験している人、そういう方ですと、まあ、撃たれ強いと言いますか、そういう事は可能であります。今の若手の方は、中々学校の教育の中でも、例えば、怪我をしたり、その汗をどんどん流して、必死になって歯を食いしばってというか、そういう経験があまりございません。そういった中で、まあ、役場の仕事自体が、結構部署によっては、そこにまあ、きつくなる部分、それを万遍にワークシェアリングできれば良いんですけど、中々そうもいかないことも結構ありますので、そういった事で心が折れてしまって駄目になると。これは県下全般で見ましても、上島町職員の方の中で、例えば、病休で休まれる方は、率としてはかなり高い方だと思っております。この状況は、1日も早く改善したいは思っておりますけど、中々一人がそういう状態になると周りの人がそれをカバーせんといかんという状況に陥りまして、その負のスパイラルと言いますか、連鎖になります。で、余計また周りもしんどくなるという。また、次のそういった人が出てきてしまうという、そういう状況になっております。

ですから、職員の数が多いんではないとか、そういうご指摘もございますけど、出来るだけ上手くカバーをし合えるように持っていかなざるを得ないし、逆に、そこでまた、人間関係、職員同士の人間関係も難しくなっているという状況もございますので、少しでも良い環境を我々がセッティングするしかないということで、まあ、総務課長をはじめ、その人事担当者は本当に苦慮しながら担当課長と一緒に相談しながらやらしていただいております。

ええー、草刈り機の問題については、担当課長の方からお願いします。

**○(山本九十九 建設課長)** (挙手)

**○(池本 光章 議長)** 山本建設課長。

**○(山本九十九 建設課長)**

現在の草刈り業務は、「1日3人で月12日間行うもの」として、それぞれ契約しております。参考としまして、「施工場所は1年間で3回程度行ってください」という契約をして

おります。年3回程度ですので、この夏のように雨とか温度とかの関係で草が生えている場所が多数あると思います。町民の方からも要望がかなりあります。委託業者さんは、担当場所を順次回っておりますけれども、草刈りが十分できてない状態も見受けられます。そこで、町としましても住民の要望等がありますので、職員が一部協力して柔軟に対応しております。

今回、生名橋の記念公園の草刈りは生名地区であり、生名地区の建設課の職員が行っており、私が「協力してください」ということで、命令というか、お願いしました。以上です。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

ええー、退職者もなるべく増えないように努力していただきたらと思います。それと、草刈りの件ですけど、年3回刈るように契約していると。それは、契約の中で必ずしないといけない仕事量ですよ。それができないということになると、契約違反じゃないですか。そう捉えても仕方ないですよ。初めてこなしで契約が成り立つということですが、その点はどのようにお考えですか。

○(山本九十九 建設課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 山本建設課長。

○(山本九十九 建設課長)

契約の内容は、時間単位で契約で、先ほど申しましたように、「1日3人で12日間行う」という事を契約内容としております。あと、付則として、「年3回程度回ってください」ということを契約書に書いておりますが、その時間が、時間の関係で3回回れるかどうかは確かではありませんが、ほぼ3回回っていただいているとは思っています。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

それでは、次…。

○(池本 光章 議長)

前田議員、一般質問の途中ではありますが、10分休憩を取りたいと思いますので、11時15分まで10分間休憩を取ります。

( 休 憩 : 午前11時 5分 ~ 11時15分 )

○(池本 光章 議長)

再開します。前田議員の質問を許します。

○(9番・前田 省二 議員)

そしたら2問目に移りたいと思います。上島町から株いきなスポレクへの支援金2,750万円は、3月8日の議会において賛成多数で決議され、議決され、なぜかその日のうちに株いきなスポレクの口座に振り込まれました。その口座のお金も、すぐさまどこかに支払われたようですが、町民には何に使われたのか分からず、疑問の声が多く上がっています。



町民の血税である2,750万円がどのように使われたのかを知るため、町民から公文章公開請求が出されましたが、宮脇町長からの回答は「非公開」になっています。

そこで宮脇町長にお尋ねします。なぜ、支援金の使い道を具体的に公開できないんですか。それとも公開できない理由でもあるのかお答えください。この補助金に関しては、1円単位にまで何に使ったか町民に報告する義務があるはずです。今日、この場においても何に使ったのかお答えください。

また、フェスパのレストラン部門の原材料費が異常に大きく、売り上げが2,092万円に対し食材の仕入額が2,243万円という、常識では理解できない経費の使い方を行っています。普通のレストランであれば、食材料の割合はメニュー単価の4割以内というのが常識です。しかし、現在のフェスパは2,000円の刺身を出すのに、2,200円で仕入れているのと同様であり、経費の使い方が不透明です。また、一般家庭に例えると毎月の給料収入より自分のために贅沢な買い物をしている、金銭感覚のない親と同じであり、その結果困るのは子供である町民です。

そこで、なぜレストランの売り上げより食材の仕入れ額の方が多いいのか、割合が高すぎるのはなぜか、どこから、どのような仕入れをしているのかをお示してください。

これ以上、町民のお金を無駄使いすることは有り得ないと思いますが、新年度に入ってわずか2ヶ月で既に1,000万円に近い赤字が出ていると聞いております。1年間猶予されていた金融機関への長期借入金4,000万円の支払いも始まりました。町長として、以前の発言のとおり、これ以上、町民のお金をフェスパに投入しないことをここで約束していただきたいと思います。それと回答であります。ええー、分かりにくいので、簡単に理解ができるような明確な答弁をお願いしたいと思います。以上です。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

先ほどのご質問にお答えします。

まず、公文書公開請求に対する回答が非公開だった理由は、その時点で公開請求に係る公文書を担当課として保有していなかったため、当日これはスポレクの方から提出をいただいて、それをちゃんと公開して提出しております。また、支援金2,750万円の用途については、8月6日開催の臨時議会で報告したとおり、支出全般の赤字部分に支出しており、経常的経費となる人件費及び光熱水費等の維持管理費等に充当しております。これは、税理士さん等の、当然、そういったチェックも全部入っておりますので、最終的には決算書と言いますか、そういったことに全て提示させていただいたとおりでございます。

また、食費にかかる経費が多額となった理由は、島らしさをテーマとする料理提供を念頭に食材確保に努めておりましたが、来客見込みと実績において大幅な乖離があつて、非常にロス率が高い事だったものであります。これは、その他にも冷蔵庫自体が小さくて、機能があまり良くないという、そういったところも気にしておりますが、年度途中からは仕入れ方法を改定しまして、より厳格に行う態勢に改善しております。

今年に入ってからは、材料原価率を55%前後で推移しておりますが、これは、目標をやっぱり3割代に持って行かなければならないということで、更なる改善を目指しております。ええー、当然、相見積もりの徴収でありますとか、支配人が決裁するという、そういった事を徹底するということでもあります。なお、レストランの赤字運営に係る最大要因は、これは人件費でございます。これは特に夜間の営業時間内において利用客がいない。一部の情報によりますと、町内の他のそういった飲食店ではお客さんがすごい増えているというお話だったんですが、フェSPAの方は残念ながらこういった事でお客さんがいない状態で開けているので、余計に人件費が負担となって、こういった状況に陥っているということでございます。ええー、今後、そういう事で、特に夜間の営業時間内の少ない客数のときですね、夜の17時半から21時、それから、昼の11時半から14時半まで、これを営業しておりましたが、今後この夜の営業については、完全予約制として、利用客がいない場合は営業しない体制へシフトすることも大幅な経費節減に繋がるという事で取り組んでいくべきかと考えております。

なお、昼の営業については、固定メニューだけでなく、日替わりメニューを提供することで、顧客ニーズの把握も含めた新たなメニュー開発にも展開させていただいて、サービス向上並びに固定客確保に努める予定であります。また、週1日、客入りが最も少ない曜日を定休日としたいと考えております。これは、今までの利用実績から、例えば火曜日でありますとか、木曜日でありますとか、そういったのがデータとして明らかに出ております。こういった事を考えながらやる事で人件費の節減とか、経費の節減に繋がるのではないかという事と、それから、その定休日に施設のメンテナンスをやらなければいけない分、それから、職員研修、そういった事も取り入れる必要があると考えておりますので、それは有効に活用したいと考えております。

続いて、フェSPAの現状における経営状況ですが、今年度も非常に厳しい変わらないという事で、何らかの支援をしなければ継続運営ができない状態になりつつあります。ええー、このフェSPAを閉館すれば、建設費12億に近いもの、その中で7億を超える多額の補助金返還はもとより、上島町の観光拠点を喪失するという最も避けなければならない事態に陥ります。町の方針としましても、支援額は可能な限り抑制のうえ、残り1年半の指定管理期間の継続運営並びに健全経営とすべき方向性と実績をフェSPAに示してもらわなければいけません。そのためにも、現在の使用料、家賃の減額と入浴施設の維持管理経費等を指定管理料として支援したいと考えておりますので、これは後日、改めて議会の方に諮らせていただくよう考えておりますので、ご理解・ご支援をよろしく申し上げます。

(宮脇町長、降壇)

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

ええー、「情報公開した」ということでもありますけども、これは課長にお訊きしたいと思いますが、決算書だけでは細部まで分からないわけですよ。この方は、した方は、どこに何を使ったかという事が知りたいということであって、決算書見れば分かるということなん

ですけども、それではちょっと分かりにくいんじゃないかと思いますが、その点はいかにお考えですか。

フェスパの指定管理ですが、これはレストランと宿泊とお風呂と3点セットで以前3年間の契約をしたと思いますけど、それを途中からこう変えるという事はですねえ、契約違反にも係るんじゃないかというふうに考えますが、その点の考え方をお訊きします。

もう1点、ええー、食料等の仕入れは上島町の地元から行うべきだと主張がされましたが、現在のところ実施状況はいかがなものでしょうか。以上です。

○(澤田 一政 商工観光課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 澤田商工観光課長。

○(澤田 一政 商工観光課長)

それでは、前田議員の質問にお答えいたします。

ええー、まず、1点目の「情報公開に係る資料について」なんですけども、6月議会におきまして決算は受けましたが、内容について一部訂正がございまして、改めてスポレクの方から7月に入りまして、その辺りの資料の提出がございました。それを受けて、最終的に8月6日の先ほど町長の方から申しあげました決算資料、その中の一部資料を、訂正したものを報告させていただいたとおりでございます。

続いて、2点目の「レストラン、お風呂、宿の運営がまあワンセットということで契約違反にはならないか」というご質問ですけども、基本的には、基本協定並びに募集要項等見ましても、そのように謳っております。しかしながら、予測のしない事態と言いますか、そういったまあ問題が起これば、甲乙両者の協議のうえ改めて、そういった見直し変更も、まあできるということで、条例、すみません、基本協定上は謳っております。

で、あと3番目の「仕入れは地元の業者から行っているか」という問いに関しまして、魚等であれば魚島漁協であったりとかですねえ、はい、基本的には出来る限り地元から仕入れるようにしているというふうに聞いております。以上です。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

振り込まれた2, 750万円は、どこに支払われたかという事は課長は分かるところだけでいいですから、分かればお願いします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、先ほどの説明さしていただきましたように、人件費それから光熱水費等の維持管理経費に等に充当させていただきました。

○(9番・前田 省二 議員)

はい、以上で3回目なんで終わらせていただきます。

(前田議員、降壇)

○(池本 光章 議長)

これで、前田議員の質問を終わります。

続いて、寺下議員の質問を許します。

(寺下議員、登壇)

**○(5番・寺下 満憲 議員)**

ええー、それでは議長方から許可が出ましたので、通告に基づいて一般質問をして参りたいと思います。

ええー、議席番号5番・寺下 満憲です。今日は住民と日本共産党を代表いたしまして、「議会軽視をするな」と、この質問をして参りたいと思いますが、今日、冒頭におきまして議案第119号「インランド・シー・リゾート フェスパの条例の一部を改正する条例案」、いわゆる条例精査の件であります。議長の方から「撤回をする」というお話がありましたが、しかしながら行政の方からは行政報告等々がある中においても、これについての一切の理由が述べられないんですね。このことは、いかに議会を軽視しているか。このことがまず問われておるのではないかと思うんですね。

ええー、8月の6日に全員協議会、同日において臨時議会が行われましたが、この臨時議会において、当条例案が否決をされたわけでありましたが、この臨時会において、フェスパの条例精査においては否決をされたわけでありましたが、この条例案が否決されたことを理事者はどのように受け止めているのか。どこに否決の要因があったと思われませんか。また、その後、14日付けで再度開催予定臨時議会文書がそれぞれの議員宅に郵送がされたわけでありましたが、即日、その文書内容が「取り消し、取りやめ」という連絡が電話でありました。そして、29日には、議員協議会を開き、その後も9月4日に定例議会前の全員協議会等々で議案の説明がありましたが、会議のごとに内容が食い違う。このように私自身は受け止めています。そして、先ほど述べましたように、本日この9月の定例議会議場において撤回をする。このような議会への運営に対して非常に不信感を持つわけでありましたが、なぜ、このような状況が生まれてくるのか、その点についてのご答弁をお願いいたします。

**○(宮脇 馨 町長)** (挙手) 議長。

**○(池本 光章 議長)** 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

**○(宮脇 馨 町長)**

先ほどの寺下議員の質問にお答えします。

ええー、フェスパ条例改正に係る提案の一連の流れにつきましては、議会の皆様に大変ご迷惑をおかけしました事をお詫びいたします。この件につきましては、昨年の災害支援の後を受けて経営改善に取り組んできたわけですが、中々思うような成果があげられず、対応に苦慮しておりました。建設当初の事業計画の見直しから始まって、これまでのデータや資料の解析などから様々な問題点が浮かび上がってきました。と同時に、このままでは、上島町の観光の基幹施設としての存続すら危ぶまれる事態となることから早急に条例改正をして運営形態の本来化を図るとともに緊急の支援策を講じる必要が生じました。その支援策の内容を固めていく中で、理解を得るための資料作りが十分に整わなかったために皆さんにご迷惑をおかけしたことを重ねてお詫びします。

現在の委託方式のみでは、今後予想される緊急事態に適切な対応が取れなくなるばかりでなく、最悪の場合には、施設の閉鎖という選択肢しかなくなってしまう。そうすると、12億円近くを投じて建設した施設の7億円もの起債償還や補助金返還だけが残ってしまうという最悪の事態になってしまいます。

本来、町の施設は、直営が基本であり、それを簡素化するために管理委託方式が取られてきた経緯がございます。上島町の施設におきましても、そういった流れの中で、管理委託方式を採用している部分もございます。他の市町村の例を見ていただいてもお分かりになりますが、ほとんどが直営と委託の両方を抱えております。

そういった中で、施設運営の原点に立ち戻るためにどのような提案をすべきかの判断に迷ってしまいましたが、ここは何としてもフェスパを存続するために何ができるのか、どうすれば町としての負担も少なく、経営努力をいかに早期に発揮できるかという方法を模索しておりました。そういった今回の条例提案につきましては、経緯を十分分かりやすく説明できなかった部分、説明不足の部分が多々ありましたことは本当にお詫びいたします。ええー、本当に様々なケースが想定されるために、かえって皆さんに分かりにくい部分いっぱい作ってしまったという事をお詫びいたします。

ええー、こういった内容が複雑多岐にわたっているという事で、二転三転しておりますが、決して議会軽視ということではございませんので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。以上です。

(宮脇町長、降壇)

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(5番・寺下 満憲 議員)

ええー、町長、答弁は経過とか、今までの事はあまり私求めてないんですね。最前の同僚議員の質問の中にもそういった流れを答弁していましたが、私は、なぜ、そういう状況、混乱する状況を生み出したのか。文書案内しておきながら、郵送しておきながら、その日にそれを撤回するとか、そして、当初の臨時議会の議案においても、消費税とフェスパの運営に関わる条例の精査を抱き合わせで提出してくる。誰が見ても、消費税と施設の問題を同じ抱き合わせで文書出てくると、議員の方は判断に困るんですね。他の30何議案の条例は反対し、その反対したら、した人がフェスパの条例案に賛成しなくてはならなかったり、議員が苦渋の判断をしていく。このような状況を生み出したのが今回の議案の二転三転した現状ではないかと私は思うんですね。本当にフェスパを立て直していくには、もう1日の猶予もならない。この1か月を何をしていたのか。そして、この条例案が本当にフェスパの支援に関わってくる条例案なのか。私共が見ていく中において、それは支援できる、できるような条例に変わっていかないんですね。もっともっと相手方とも協定、基本協定を交わした中の内容を審査するとか、仕様書をどうするのか、しかしながら、その仕様書においても、基本契約においても、1年間、1年ごとの年度の中で双方の意見を入れて変えることができない。

では、そこにおいて、どんな支援が今できるのか。そのことを考えていくのが理事者と議会の役割なんですね。そこに気づかないと、何かこの議会の後、「臨時議会を開催して議員

の皆さんにお願いをいたします」、と言われても議会の方では、「疲れて、疲れています」。そんな議会運営はもうやめにしましょう。

そして、以前から、議会の、議会の度に「もっと議案を提案する前に議員とお話をしてから予算上程をしましょう」、そういうお話も何度も何度も繰り返しながらきたけど、今日、3年迎え、3年過ぎようとするわけでありましたが、できてないんですね。

今年度においても、3月の定例議会で上島町のアート事業において、護岸敷きにペイントでアート、何か絵を描きましょう。議会の側からは大いなる反対の声が出たんですね。しかしながら、「もうこれが国からの予算をいただいとるからやめるわけにいかないから」ということで議員は泣く泣く認め、そして、6月の定例議会でも、空水機においても、予算計上されてからはじめて議員は知り、この件においても、多くの議員は反対、この声を上げたけど、しかしながら、これも国の方の予算をもらっているからしなくてはならない。

そして、今日の補正予算にも出てきますが、高等学校の校長官舎ですかねえ、それとか上弓削の老人福祉センターの内装工事、議案を見て初めて議員は知るんですね。こんな中で、町政と議会が足をそろえて本当に町民のための自治体となっていくのか。このことが懸念されるわけでありましたが、ええー、町長、今回のフェスパの運営から議員との懇談においてのその責任はどのように取っていくか。それについての答弁を求めます。

**○(宮脇 馨 町長)** (挙手)

**○(池本 光章 議長)** 宮脇町長。

**○(宮脇 馨 町長)**

ええー、今回のフェスパの件につきましては、先ほど寺下議員のご指摘のありましたとおり、一番最初の段階での提案の仕方自体が無理があった部分、本当に判断を誤っている部分があったという事は認識しておりますので、重ねてお詫び申し上げます。

このことにつきましては、まあ同じ施設ということで、こういった出し方をしてしまったということは本当に深く反省しておりますが、その後の二転三転の部分につきましては、今のフェスパの現状が極めて流動的であって不安定であるという現状の中で、どうすれば一番いい提案ができるかという、我々も試行錯誤の部分ございましたので、これから先のしっかりした部分、どうやって提案さしていただけるかということを含めまして、仕切り直しという考え方でしっかりと今度は提案さしていただく以外にないと思っておりますので。良い提案、良い説明を皆さんに分かるように、理解していただいて了解していただけるような、そういう提案をすることが私たちに課せられた一番大きな責務だと思っておりますので、そのつもりで心機一転で取り組みたいと思っております。よろしく申し上げます。

**○(5番・寺下 満憲 議員)** (挙手) 議長。

**○(池本 光章 議長)** 寺下議員。

**○(5番・寺下 満憲 議員)**

ええー、私は人間的に厳しいんですが、もう二つの方法しかないんですね、もう町長の身の振り方と、そして、このフェスパを第三セクターでするようにした方向にした事に対して住民に謝り、もう泣くしかないんですね。支援金を何とかしてほしい。そのことも二つしかないと思うんですね。いくらいろいろな事を言って今後のフェスパのあり方や立て直しにつ

いて論じてきても、先ほど町長自ら気が付かれとるように、今、弓削の各地域、地域にある飲食店、今までになく飲食店、活気だっとなですね。その反面においては、フェスパのレストラン部門のお客さんがいなくなった。今年の7月豪雨の風評被害とか、そんな問題じゃないんですね。住民がゆげロジから弓削の人たちがフェスパに変わっても自分たちの宝だとして愛してきて可愛がってきたから、成り立ってきたんですね。

しかしながら、弓削町民から宝を取り上げて、上から宝だ、宝だと言っても、それはもう町民の気持ちを動かすことはできないんですね。そこに気が付いているならば、行政が取った行動、住民に謝り、理解を求めるしかないんですね。それがフェスパを何とかしていく一歩に私は繋がっていくのではないかと思うんですけど、ええー、その点、町長いかがなもんですか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、フェスパにつきましては、本当に今ご指摘がありましたとおり、町民のものとして、どう再生するか。それから、と同時にこれを経営体として成り立たせる。その両面が求められていると思います。これまで、その部分に関して、例えば町民の方の利用形態、それから、外から来られた方の利用形態、それが複雑に入り組んでいたことが明白であります。

そんな中で、町民に愛される部分、これをもっとしっかり組み立て直すことが当然でありますし、今回の7月豪雨以降、町民の皆さんの本当に厳しいご指摘と温かいご支援といろいろございましたが、それを真摯に受け止めながら、これから改善していかざるを得ないと思っております。

今、このフェスパの運営方法についても、そういったことを全部含めた、それぞれの組み立て、これを明確に皆さんにお示しする以外にないと思っておりますが、そういったうえで、尚且つ、この施設を作り直していくというか、実際の経営内容につきましては、先ほどの食材費でありますとか、人件費でありますとか、いろいろな経費でありますとか、徹底したコストカットとか、そういったものがどんどん取り組んでおります。

それから、外からの予約方法とか、いろんな経営内容等について、しっかり将来的に経営改善に繋がるような、そういう見直し方を今やっております。それをきっちりと皆さんにも説明して理解していただけるように努めたいと思っております。以上です。

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(5番・寺下 満憲 議員)

ええー、もう最後と思うんですけど、町長、余談になりますけど、任期もあと1年となって参りましたが、来期におかれましてはどのようにお気持ちとして今お持ちか、その点についてご答弁を願ひまして1問目を終わりたいと思ひます

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

はい、ええー、今の質問の趣旨なんですが、それは来期どうするか、町政運営を継続するかどうか、そういうことでよろしいですか。

フェスパも含めまして、それから、農政、教育関係、ええー、これまで3年間ですかねえ、やってきまして、まだまだ政策の実現はできておりません。先ほど来ありました高校の魅力化、それからコミュニティスクール、それからレモンの産地化、こういった課題については、途中で投げ出すわけにはいかないと思っております。そのためにも、ぜひ、しっかりとした町政運営を再度頑張るしかないと思っております。以上です。

(「議長、休憩にしようや」の声あり)

### ○(池本 光章 議長)

一般質問の途中なんですが、これで昼休憩に入りたいと思います。午後は13時から再開いたします。お願いいたします。

( 昼休憩 : 午前11時52分 ~ 午後12時58分 )

### ○(池本 光章 議長)

再開いたします。ええー、亀井議員と松原議員が退席しておりますので、報告申し上げます。

それでは、寺下議員、一般質問の続きをお願いいたします。

(寺下議員、登壇)

### ○(5番・寺下 満憲 議員)

それでは、午前中に引き継ぎまして、一般質問の2問目に移りたいと思いますが、ええー、その前に午前中に町長の方からまた定例会終わったいつ頃か分からないんですけど、「臨時議会を開きたい」というようなことが発言されていたんですけど、上島町議会、今、議会会期を長く取っているんでね、もうそんなに時間かけずに、この定例会の中において、何とか納めていただき、そして、フェスパの支援についても、もう緊急を要している状況なんでね、もうこれ以上日にちをかけてもいけないと思うんでね。その辺をまあ、町長がどう思うとるか、2問目の答弁の冒頭でその件のお願いが聞けるものなら聞いていただきたい。このように思いまして、それでは、2問目の「職員配置は適切に」ということで伺って参りたいと思います。

ええー、6月定例議会で同僚議員が一般質問で「女性活躍の目標とその具体的施策はどこにあるのか」、このような質問をしている中において、教育課の職員が欠席処分を受けた件について質問をしましたが、理事者側の答弁は中々現状の経過報告に私自身はすぎなく思っていて、この根本的原因はどこにあるのか、それを見い出していかなくてはいけない。このように思います。

ええー、今日の近代社会において、連絡等をしなくて、いわゆる手続き上の欠勤状況が発生するのか、常識的に言って、もう中々考えられない事が発生したわけであります。この点について、教育委員会定例会での処分決定までの経緯を説明を求めます。



そして、まあ、資料請求をしましたところ、昨日、上島町教育委員会の第2回の定例会議の会議録の議案第2号をいただきました。まあ、この点についても、折々質問をして参りたいと思いますので、ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

○(濱田 和保 教育長) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 濱田教育長。

(濱田教育長、登壇)

○(濱田 和保 教育長)

寺下議員の質問につきまして、お答えいたします。

この件につきましては、今現在も出勤できていない当事者のこともありますので、詳細な経緯については差し控えさせていただきます。

経緯といたしましては、3月末に事案発生後、4月上旬まで、行政部局が複数回の面談を行い、その結果、職員として留まることになりました。その後、教育委員会から審査会へ諮問依頼を行い、5月上旬に審査会の答申を受けました。教育委員会では、その答申を受け、本件を5月下旬の第2回定例教育委員会に議案として提出し、その結果を本人に通知したものであります。

以上、よろしく申し上げます。

(濱田教育長、降壇)

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(5番・寺下 満憲 議員)

ええー、それでは、総務の方に伺うわけではありますが、では、この件について、どのような審査を行い、それを教育部局に申し送ったのか、その点を伺います。ええー、そして、教育委員会の今、教育長が述べられましたが、では、その人事、総務部局から審査に基づいて処分を行ったという事ではありますが、教育委員会の会議案内の、いわゆる教育委員会の第2回の議案議事録、議案の2号において、表題がもう既に懲罰を、処分をするに当たっての表題で書かれとんですね。普通、私共が考えるには、もう処分ありきで会議を開くのではなくね、「欠席の職員さんがおるからどう対応しましょうか」、というのが先の話で、もう人事から、総務からいただいた書類に基づいて懲戒処分だ、処分するんだという方向付けがなされとんですね。

そして、教育委員会の会議がいわゆる議会も承認した5名の教育委員さんがおるわけではありますが、しかしながら、この会議に出席したのは3名であり、まあ過半数に達しておりますが、1名は教育長であるので司会者なんですね。そして、残りの2名は今年度ですかね、議会側が認定して、まあ、こういった問題取り組んでいくのも、まあ初めての経験だろうと思いますが、なぜ今まで長いこと旧町村時代から引き継がれている教育委員さんが欠席を凶っていながら少人数で会議を開催して、そういった、いわゆる人の人生に関わる問題をね、そうたやすく結論付けたのか。この点について、再度お尋ねします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

**○(宮脇 馨 町長)**

ええー、この件につきましては、個人のプライバシー、当事者同士のいろんな絡みがございしますので、秘密会にさせていただきませんか。

**○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手)**

**○(池本 光章 議長) 寺下議員。**

**○(5番・寺下 満憲 議員)**

それでは、秘密会にという本会議において傍聴者もおられるんでね、中々秘密会と言ってもそういかないので、では質問内容を変えていきたいと思います。

それでは町長、この問題の発端はどこにあるのか。(町長から「議長」の声あり) ちょっと続けます、ええー、私の捉え方ですよ。今回の人事異動、4月に発令されたわけでありますが、この人事の中において、まあ、この職員さんが、いわゆる前年度は生名総合支所におられて、その前年度は岩城の総合支所におられたんですね。そして、1年1年、部署がまあそれ、人事の件ですからあんまり深入りはしたくありませんので、そういう人事が行われ、再びまあ悪夢言うたらおかしいですけど、まあ、いやな職場に再び人事異動、教育委員会という職場にまあ異動辞令が下りたわけですね。ええー、まあ私から見ても出勤できないという事も分かるんですね。

そうした中で、人事が行われていき、それぞれの部署部署の課長がどう対応していったのか。教育委員会の課長は住民課長からのお話を聞いただけで直接本人さんとはお会いしてないんですね。そして、そこら辺でね、その担当課長になられた人が、その部下である、なった方の対応をしてないんですね。

だから、まあ(平成)29年に、いわゆる組織改革し、部長制を廃止し、課長の下に組織化されたけど、しかしながら、本当にその効果が発揮できているのか。他の課の課長についても、せつかく生名フェリーの建設を手掛けるのに公共交通化に座った課長が歩き始めた渡船を造る計画ができた段階で、もう1年座ったらもう総務課に来とんですね。本来ならば、その課で生名フェリーが、(池本 興治議員からの野次に)何か言いたいけん、ちょっと言わしてあげて。(池本 興治議員から「もう終わりか」の声あり)言いたいことないんか。生名フェリーを建造してね、それが完成すると、その課長、満足していくんですね。そして、海光園の園長になられた人にしても、福祉の勉強しながら福祉の力つけてきたと思ったら今度は公共交通課の方の課長に。その一人ひとりの課長がもう1年で交代していく中で本当に部下の事、親切丁寧に親身にね、育てていく事ができるのか。

町長、以前にも職員の健康や能力や、そういうふうなものを考慮しながらいくいう話をしておられたけれども、そういった点からこの問題が発生したのではないか。その点、町長、どう思われますか。

**○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。**

**○(池本 光章 議長) 宮脇町長。**

**○(宮脇 馨 町長)**

ええー、最初の教育委員会の職員の話と、後から出てきました課長職の話とは全く内容の違う話でございまして、この教育課の問題につきましては、その前の年、それから前々の年、

その経緯と言いますか、それを話すには、こういった公の場では適さないのご勘弁願いたいと思います。それを話さないと分かっていただけないと思いますが、ですから、そういう事に関しては、秘密会の場でお話します。それから、課長のお話ですが、これはまあ、確かに1年ごとのいう話はありませんでしたが、これも適材適所をやらざるを得ないというか、そういった先ほど言いましたような、まあ、早期に退職される方、そこにじゃあ誰を当てていくかという、そういう全体としての人事の流れなんで、これを1年だから、2年だからという、そういう判断ではやっておりませんので、こういった人事の内容についても、個々のそれぞれの職員の方の能力と、まあ適性と言いますか、そういったことを総合的に判断してやらしていただいておりますので、そういうふうな1年だから、2年だからという、そういうご指摘には当たらないと考えておりますので、ご了承ください。

**○(池本 光章 議長)**

発言するのは、個別な人事的な発言については十分注意をして発言するようにお願いします。

**○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手)**

**○(池本 光章 議長)** 寺下議員。

**○(5番・寺下 満憲 議員)**

議長に対して言うのもおかしいんですけど、まあ、個人的、人事的言うて、個人的な名前を出したわけでもない、前回の6月定例(会)でも、この程度以上のことが論議されとんどすね。私は人事のあり方や組織のあり方ということについて、個人が欠席したけん、誰がどうしたけんという話は全然してないんでね。蓋をしたいから、いう捉え方をしよんかもしれないけれども、では、もうこれ以上続けられないんですが、まあ最後に、いわゆる資料提供を受けたんですね。その資料が私何を書いとるか読めないんですね、これ。(黒塗り部分の多い資料を見せる)どのページも私が必要とした事がこういう形でもう全て読めない。(前田議員から笑い声あり)こんな資料提供する考え方が分からないんですね。住民の方からも、同じように教育委員会へ今回のために資料請求したら、やはりこれと同等のものをももらったそうですけど、こんなんくれるんだったら、くれる必要ない、「出せません」言うたらええんでね。読もうにも読まれん。参考資料にしよう思うてもできない。どこが公開するという気持ちを持ってしよんのか、誰の指導でこんな事して。全てねえ、「あ」でも「い」でも「う」でも何でもいいですよ、その間だけでも字を、そして委員さんがどこの欄に委員さんがおるか、その委員さんの名前すら黒く消しとんどすね、委員さんじゃ、教育長じゃ、司会者じゃ、事務局がどの黒いところでおったのかも分からない。誰が参加しとんやら分からない。こんな物ももらったって何になるんですか。その点、教育長、どう思われますか？

**○(濱田 和保 教育長) (挙手)**

**○(池本 光章 議長)** 濱田教育長。

**○(濱田 和保 教育長)**

はい、ルールに則って事務方の方でさせていただいておりますので、その辺についてはご了承ください。

(「そりゃあ、なかろうが」の声あり)

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(5番・寺下 満憲 議員)

教育長、黒塗り条例いうもんがあったら、条例ちょっと何条の何条にあるか、ちょっと言ってください。黒塗り条例、はい、上島町第何条……答弁もっと真剣にして、その場をしのいだら、「ああほうかい、条例があるんか、ほんならいいです」といった問題じゃないですよ。私がここまで取り上げるんは、一人の職員の人生をあなたたちの判断でどうでもしているような体質に問題があると。誰も個人名で何とかかんとか、個人がどうのいうんじゃないですよ、上島町のあり方でしょうが。もう答弁ないでしょ。もう終わります。

(寺下議員、降壇)

○(池本 光章 議長)

これで寺下議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

日程第5、報告事項

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第5、報告事項第4号、「平成30年度上島町財政健全化判断比率及び資金不足比率について」の報告をお願いします。

○(中辻 洋 総務課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 中辻総務課長。

○(中辻 洋 総務課長)

それでは、財政健全化判断比率及び資金不足比率について報告いたします。

本制度は、地方自治体の財政破綻が、住民の皆様の日々の生活に重大な影響を及ぼすことから、平成19年6月、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立いたしました。この法律によりまして、地方公共団体は、4つの財務指標及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、かつ、公表することが義務付けられております。

それでは、資料に沿って説明いたしますので、資料の1ページをお願いいたします。

この様式は、財政健全化判断比率の状況を一覧で表示しております。実質赤字比率・連結実質赤字比率が『- (ハイフン)』で表示されているのは、これは、赤字がなかったことを表しております。

実質公債費比率は、11.4%、その下の表にあります早期健全化基準の25.0%や地方債を借り入れる際に、県の許可が必要な団体となる18.0%を下回っております。

将来負担比率は29.1%、同じく早期健全化基準の350%を大きく下回っております。

この四つの指標について、二つの指標で赤字がないこと、残る二つの指標で早期健全化基準を下回っていることから、財政運営上、健全な状態であると言えます。

2ページをお願いします。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況を一覧で表しております。一般会計、特別会計、企業会計の実質収支額を表しておりまして、左側の中段あたりの実質赤字比率が-2.00%、

右側の一番下段の連結実質赤字比率が-18.78%とどちらにも『-（マイナス）』が付いているということは、黒字であったということを表しています。

続いて、3ページをお願いします。

実質公債費比率は、3か年の平均値で示すものであることから、平成28年度から30年度の3か年の平均値、中段の一番右にありますとおり、上島町は11.4%となりました。

その左側にある単年度の実質公債費比率をご覧ください。30年度の単年度の実質公債費比率は、12.1%で、前年度と比較して0.8%の微増となっております。これは、この3ページの上段左側、①の元利償還金の額が増になったことが主な要因であります。

4ページをお願いします。

将来負担比率の状況を表したものです。

本町における将来負担比率は、一番下の計算式によって求められます。計算式の上段、分子のところでございますが、将来負担額Aがこの表の一番上の段の将来負担額の合計額、充当可能財源等Bが中段の充当可能財源等の合計額となります。

分母には、平成30年度の標準財政規模から平成30年度に公債費等として参入された額を差し引いた額が分母となります。

その結果、平成30年度の上島町の将来負担比率は、29.1%と、昨年度と比較して1.5ポイントの増となっております。これは、中段の充当可能財源等の減額によるものです。

5ページをお願いいたします。

公営企業会計における資金不足額等の状況を一覧で表しております。

上島町では、法適用企業として、上水道事業、法非適用企業として、簡易水道・公共下水道・農業集落排水・浄化槽・船舶事業の各会計が該当します。

法適用の方の③、法非適用の方の⑥の列の「資金不足・剰余額」が正数であること、さらに、法適用の④、法非適用の⑦の列の「資金不足比率」がすべて『-（ハイフン）』であることから、資金不足は発生しておらず、健全であることを表しております。

6ページをお願いいたします。

令和元年8月5日に監査委員の審査を受けまして、本書のとおり審査意見書をいただいております。

以上のように、平成30年度における上島町の財政健全化指標は、すべての項目において基準内となっております。

しかしながら、普通交付税の一本算定への移行による普通交付税の減額や基金取り崩しの影響、元利償還金の増大などにより、実質公債費比率、将来負担比率ともに指標の悪化が懸念されております。

現状に安心することなく、今後も、健全な指標を維持できるよう、努めていかなければならないと考えております。

以上で、報告を終わります。

#### ○(池本 光章 議長)

以上、報告がありました。これで報告事項を終わります。

続きまして、議案の審議に入ります。

日程第6～第21、議案第86号～第101号

**○(池本 光章 議長)**

続いて、日程第6、議案第98号、「平成30年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第21、議案第113号、「平成30年度上島町上水道事業会計歳入歳出決算認定について」までの「決算認定案16件」を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第98号、「平成30年度 上島町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第21、議案第113号、「平成30年度 上島町上水道事業会計歳入歳出決算認定について」までの「決算認定案16件」を一括議題といたします。

それでは、議案第98号から議案第113号についての提案理由の説明を求めます。

**○(村上 和志 副町長)**（挙手）はい、議長。

**○(池本 光章 議長)** 村上副町長。

**○(村上 和志 副町長)**

それでは、議案第98号、「平成30年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について」から議案第113号、「平成30年度上島町上水道事業会計歳入歳出決算認定について」までの提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

なお、歳入歳出決算の内容等につきましては、角濱会計管理者から説明いたします。よろしくお願いいたします。

**○(角濱 信夫 会計管理者)**（挙手）

**○(池本 光章 議長)** 角濱会計管理者。座ったままで結構です。説明してください。

**○(角濱 信夫 会計管理者)**

座ったままで失礼いたします。

ただ今上程されました、議案第98号から第113号までの平成30年度上島町一般会計、特別会計合わせて16会計の歳入歳出決算についてご説明いたします。

なお、説明内容につきましては、各会計の繰入の状況と歳出の執行率及び実質収支等について説明いたします。

また、地方自治法第233条第5項の規定により、「主要な施策の成果に関する説明書」を決算書と併せて提出していますので、参考にしてください。

それでは、まず一般会計ですが、決算書の158ページをお開きください。

一般会計の歳入総額は、68億8,182万1,934円となっておりますが、この内、地方交付税が歳入の52.8%を占めております。歳出総額は66億8,168万694円で、歳出執行率は87.9%となっております。歳入歳出差引額は2億14万1,240円となっております。その内、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が1億1,853万5,000円となっております。

8・9ページをお開きください。

ここには、平成30年度から平成31年度（令和元年度）へ繰越した事業のそれぞれの事業内訳を掲載しておりますので、参考としてください。

これらの事業の財源内訳の一般財源の合計額、9ページ右下の1億1,853万5,000円が、翌年度へ繰り越すべき財源として計上されております。

158ページに戻ってください。

そして、実質収支額は8,160万6,240円となっております。

次に、国民健康保険事業会計ですが、180ページをお開きください。

一般会計から9,220万円、歳入の9.3%を繰入れ、国保財政調整基金を1,000万円取崩し、歳入総額は9億9,276万7,820円となっております。歳出総額は9億6,759万5,921円で、執行率は89.4%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに2,517万1,899円となっております。

続きまして、国民健康保険診療所事業会計ですが、194ページをお開きください。

一般会計から2,830万円、歳入の53.0%を繰入れ、歳入総額は5,343万9,993円となっております。歳出総額は5,191万4,255円で、執行率は93.7%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに152万5,738円となっております。

次に、へき地出張診療所事業会計ですが、206ページをお開きください。

一般会計から30万円、歳入の4.8%を繰入れ、歳入総額は625万7,633円となっております。歳出総額は556万7,545円で、執行率は88.4%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに69万88円となっております。

続きまして、後期高齢者医療事業会計ですが、218ページをお開きください。

一般会計から4,450万円、歳入の31.5%を繰入れ、歳入総額は1億4,124万7,934円となっております。歳出総額は1億4,025万5,533円で、執行率は98.2%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに99万2,401円となっております。

次に、公共下水道事業会計ですが、234ページをお開きください。

一般会計から2億5,900万円、歳入の67.0%を繰入れ、歳入総額は3億8,631万3,144円となっております。歳出総額は3億8,106万5,728円で、執行率は96.0%となっております。歳入歳出差引額は524万7,416円となっており、その内、翌年度に繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が401万円となっております。

少し戻っていただいて、222・223ページをお開きください。

ここには、平成30年度から平成31年度（令和元年度）へ繰り越した事業内訳を掲載しておりますので参考としてください。

この事業の財源内訳の一般財源の合計額、223ページ右下の401万円が翌年度に繰り越すべき財源として計上されております。

234ページに戻ってください。

そして、実質収支額は123万7,416円となっております。

続きまして、簡易水道事業会計ですが、246ページをお開きください。

一般会計から3,130万円、歳入の28.6%を繰入れ、歳入総額は1億944万8,326円となっております。歳出総額は1億870万5,163円で、執行率は97.9%、歳入

歳出差引額・実質収支額ともに 74万3,163円となっております。

次に、CATV事業会計ですが、258ページをお開きください。

一般会計から1億1,000万円、歳入の75.5%を繰入れ、歳入総額は1億4,568万401円となっております。歳出総額は1億4,496万8,251円で、執行率は98.0%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに71万2,150円となっております。

続きまして、農業集落排水事業会計ですが、272ページをお開きください。

一般会計から4,820万円、歳入の54.7%を繰入れ、歳入総額は8,812万9,284円となっております。歳出総額は8,183万5,082円で、執行率は74.3%、となっております。歳入歳出差引額は629万4,202円となっており、その内、翌年度に繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が532万8,000円となっております。

(少し戻っていただいて)260・261ページをお開きください。

ここには、平成30年度から平成31年度(令和元年度)へ繰り越した事業内訳を掲載しておりますので参考としてください。

この事業の財源内訳の一般財源の合計額、261ページ右下の532万8,000円が翌年度に繰り越すべき財源として計上されております。

272ページに戻ってください。

そして、実質収支額は96万6,202円となっております。

次に、介護保険事業会計ですが、304ページをお開きください。

一般会計から1億5,600万円、歳入の17.9%を繰入れ、歳入総額は8億7,361万286円となっております。歳出総額は8億6,978万6,256円で、執行率は95.4%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに382万4,030円となっております。

続きまして、介護サービス事業会計ですが、320ページをお開きください。

一般会計から2,220万円、歳入の53.2%を繰入れ、歳入総額は4,166万4,758円となっております。歳出総額は4,087万8,564円で、執行率は91.2%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに78万6,194円となっております。

次に、浄化槽事業会計ですが、330ページをお開きください。

一般会計から2,310万円、歳入の79.2%を繰入れ、歳入総額は2,916万9,856円となっております。歳出総額は2,833万4,508円で、執行率は85.9%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに83万5,348円となっております。

続きまして、魚島船舶事業会計ですが、342ページをお開きください。

一般会計から3,700万円、歳入の32.0%を繰入れ、歳入総額は1億1,571万7,995円となっております。歳出総額は1億1,502万159円で、執行率は96.7%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに69万7,836円となっております。

次に、特別養護老人ホーム事業会計ですが、358ページをお開きください。

一般会計から1億4,000万円、歳入の34.2%を繰入れ、歳入総額は4億901万6,237円となっております。歳出総額は4億611万3,476円で、執行率は98.8%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに290万2,761円となっております。

続きまして、生名船舶事業会計ですが、370ページをお開きください。



一般会計からの繰入はなく、歳入総額は 3 億 3, 279 万 9, 679 円となっております。歳出総額は 2 億 2, 041 万 2, 726 円で、執行率は 91.1%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに 1 億 1, 238 万 6, 953 円となっております。

続きまして、上水道事業会計ですが、376 ページをお開きください。

まず、収益の部は、1. の営業収益 と 3. の営業外収益で、収益総額は、2 億 3, 953 万 1, 435 円となっております。

次に、費用の部は、2. の営業費用、4. の営業外費用 と 5. の特別損失で、費用総額は 2 億 1, 816 万 3, 117 円、歳出執行率は 93.5% となっております。

収益総額から費用総額を引いた当年度純利益は、2, 136 万 8, 318 円となり、前年度繰越利益剰余金 2 億 1, 382 万 7, 903 円を加え、当年度未処分利益剰余金は 2 億 3, 519 万 6, 221 円となっております。

次に、右側の 377 ページをご覧ください。

4 の上水道事業剰余金処分計算書についてですが、当年度末の利益剰余金処分数額は、減債積立金、利益積立金ともに行っておりませんので、翌年度繰越利益剰余金は当年度未処分利益剰余金と同額の 2 億 3, 519 万 6, 221 円となっております。

以下、381 ページから上水道事業報告書、385 ページ以降に収益費用明細書等を添付しておりますのでご参照ください。

また、393 ページ以降に、財産に関する調書及びその他の付属書類を添付しておりますので、こちらも後ほどご参照ください。

以上を持ちまして、決算の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○(池本 光章 議長)

提案理由の説明がありました。

ここで、代表監査委員の亀山委員に、監査報告をお願いするところですが、亀山委員は体調不良により本日出席がかないませんので、議会議員としての監査委員である、濱田委員に監査報告をお願いします。

(濱田議選監査委員、登壇)

#### ○(濱田 高嘉 議選監査委員)

はい、ただ今、議長の方から報告がありましたように、本町の代表監査委員であります亀山秀夫さんの出席がかないませんので、議選の監査委員であります濱田 高嘉が監査結果報告をさせていただきます。

監査結果報告、平成 30 年度「上島町一般会計・特別会計並びに上水道事業会計」の監査の結果を報告します。

監査意見書、地方自治法第 233 条第 2 項並びに地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、平成 30 年度上島町一般会計歳入歳出決算書・特別会計歳入歳出及び上水道事業会計決算報告書を審査した結果、収支とも正当と認めます。

令和元年 8 月 5 日、上島町長 宮脇 馨 様。上島町監査委員、亀山 秀夫。同じく、上島町監査委員、濱田 高嘉。

次に、決算の概要について報告します。

歳入につきましては、国庫補助金、町債及び繰入金等の増により、昨年対比 104.9%の 6 億 8, 100 万円となっております。

歳出につきましては、6 億 8, 100 万円、翌年度繰越明許費を除くと「実質執行率は 97.0%」で適正に執行されていると認定しました。

特別会計繰入金については、9 億 9, 210 万円で、昨年対比 103.7%と増加しております。基金につきましては、地域振興基金に 1 億 170 万円の積み立てを行ったものの、財政調整基金、減債基金及びふるさと整備基金を 3 億 9, 000 万円取り崩したことから、全体では 2 億 145 万円減少しております。

全会計の決算総額は、昨年対比 97.8%の 102 億 4, 400 万円となっております。

財政健全化判断比率及び資金不足比率については、実質公債比率は 11.4%・将来負担比率は 29.1%、資金不足比率の資金不足はありません。財政指数は、健全に保たれ推移しております。

本決算についての所見及び改善検討事項につきましては、所見 1 件、改善・検討事項 3 件を提案しております。所見につきましては、町税である町民税・固定資産税・国民健康保険税の徴収率は、前年度に引き続き、納税者の皆様のご協力により愛媛県下でも高い徴収率となっております。

なお、改善・検討事項につきましては、今後、十分にご検討のうえ、ご審議していただくことを要望します。以上、監査報告を終わります。

(濱田議選監査委員、降壇)

### ○(池本 光章 議長)

提案理由の説明並びに監査報告が終わりました。

お諮りいたします。ただ今、議題となっております、議案第 98 号から議案第 113 号については、予算決算委員会に付託して審議することにご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。従って、議案第 98 号から議案第 113 号については、所管の予算決算委員会に付託して審議することに決定しました。よって、本日ここでの質疑は省略いたします。

日程第 22、議案第 114 号

### ○(池本 光章 議長)

続いて、日程第 22、議案第 114 号「上島町森林環境譲与税基金条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

### ○(村上 和志 副町長)

議案第 114 号「上島町森林環境譲与税基金条例」についての提案理由の説明をいたします。提案理由といたしましては、森林環境譲与税基金について関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。

なお、条例の内容等につきましては、越智農林水産課長から説明いたします。よろしくお

願いいたします。

○(越智 康浩 農林水産課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 越智農林推進課長。

○(越智 康浩 農林水産課長)

それでは、主な内容について説明いたしますので、条例案をご覧ください。

第1条では、本譲与税の管理・運営に必要な森林環境譲与税基金の設置について規定をしております。

第2条は、積み立てにおいて一般会計予算で積み立てること、第3条では、基金の管理について、第4条では基金に編入することについて、第5条では繰替運用について規定しております。

第6条では処分に関する経費を第1条の森林整備等に充てること、附則として、この条例は、令和元年10月1日から施行いたします。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしく願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

これは、まあ上位法で決まっているもので、基金を作っているんですけども、この条例の最初のところにあるような森林の整備及びその促進に関する施策というのは、ちなみに何を考えられていますか。

○(越智 康浩 農林水産課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 越智農林推進課長。

○(越智 康浩 農林水産課長)

上島町で申しますと、特に森林で林業関係ございませませんが、林道の整備等に使用しますので、今後この基金を積み立ててやっていくという事を考えています。以上です。

○(池本 光章 議長) 他に質疑はありませんか。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

これも上位法で決まっています全国民が一律にですね千円の課税、増税なんですよね、これ。それでもって、まあ日本の森林環境を整備していこうという事なんですけど、まあ基本的には増税反対なんですけども、まあ、先ほど課長が仰っていたように、この町に割り当てがあって金額的には年間あたりどのくらいになるんか、できていると思うんですよ。で、それでもって、やっぱりいつ頃までにその活用計画というのを作っていくんか。溜まってからという話だったら、ちょっとどうなんですか、いつ頃になったら溜まるんですかねえ、これ。30万とか40万とかいう話じゃないんですか。まあ、一応、現状を説明してください。

○(越智 康浩 農林水産課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 越智農林推進課長。

○(越智 康浩 農林水産課長)

はい、ちょっとお待ちくださいね。ええ一、国からいうか、県から示されておりますのが、平成31年まあ令和元年度から平成33年度までが約、今の試算では38万程度、今回の予算が30万計上しております。それから翌年の令和4年度から令和14年度までが約57万円配当がございます。それ以降、令和15年度から年間130万円程度のこの森林環境税が上島町には充てられるという事でございます。で、先ほど言われたように、従いまして100万、200万の世界でございますので、まあ、当面4、5年はお金を貯めないという事でございます。

○(池本 光章 議長)

他に質疑はありませんか。(沈黙) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(沈黙) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、日程第22、議案第114号「上島町森林環境譲与税基金条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第114号は、原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第115号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第23、議案第115号、「上島町印鑑条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい。議案第115号、「上島町印鑑条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。提案理由といたしましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布されたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。

なお、条例の改正内容等につきましては、今井住民課長から説明いたします。よろしくお願いたします。

○(今井 稔 住民課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

こちらの改正につきましては、住民票、個人番号カード等への旧氏(きゅううじ)の記載が可能となるということに伴い、旧氏による印鑑登録を行うことができるようにするため改正いたします。

それでは、主な改正点について説明いたします。

参考資料の新旧対照表の1/4ページをご覧ください。第6条第1号と2号に、旧氏について追加し、次の2/4ページの第7条第1項第3号及び、次の3/4ページの第17条第1項第5号も同様の追加をしております。

なお、この条例は、上位法の施行日に合わせて、令和元年11月5日から施行いたします。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○(池本 光章 議長)**

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、日程第23、議案第115号、「上島町印鑑条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第115号は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間、2時10分まで休憩を取ります。

( 休 憩 : 午後 1時59分 ~ 2時10分 )

日程第24、議案第116号

**○(池本 光章 議長)**

再開します。

続いて、日程第24、議案第116号、「上島町獣肉処理加工施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**○(村上 和志 副町長)** (挙手) はい。

**○(池本 光章 議長)** 村上副町長。

**○(村上 和志 副町長)**

はい。議案第116号、「上島町獣肉処理加工施設条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。提案理由といたしましては、本条例の精査に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。

なお、条例の改正内容等につきましては、越智農林水産課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

**○(越智 康浩 農林水産課長)** (挙手) 議長。

**○(池本 光章 議長)** 越智農林水産課長。

**○(越智 康浩 農林水産課長)**

それでは、内容について説明いたします。

全員協議会で説明いたしましたとおり、現行の指定管理者から指定管理の取り消しをしたい旨の申し出がございました。

このため、協議を進め、施設の運営はこのままではできない、維持管理委託方式により、当面は管理せざるを得ないと判断しました。

現条例では指定管理によるのみの条例内容であることから、維持管理での施設運営も可能になるよう、関係規定を整備する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

それでは、参考資料の1/4ページをご覧ください。

主といたしましては、「指定管理者」を「町長」へ字句変更し、指定管理者とした場合への条例改正となります。

第4条の「指定管理者による管理」を「管理の代行」として、「指定管理者に行わせることができる」というように改正します。

第5条、第6条においては、「指定管理者」を「町長」へ字句の改正をしています。2/4ページをご覧ください。

第7条から第10条まで新たに追加し、施設使用に関し、維持管理運営時には第8条に使用料として搬入個体ごとに徴収することにいたしました。4/4ページをご覧ください。

第8条関係別表のとおり、成獣1頭につき3,300円、幼獣1頭につき1,100円としています。

使用料設定額については、年間の光熱水費の半額程度を負担していただくよう設定いたしました。

3/4ページにお戻りください。

第11条から以降は、現行条例との条数の整理と、「指定管理者」を「町長」へ字句を改正しております。

附則として、この条例は、令和元年10月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○(村上 和志 副町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) はい、村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

すみません、議案のかがみなんですけど、表題の上島町獣肉処理加工施設設置条例となっておりますが、「設置」の2文字を消していただきたいと思っております。すみません、訂正してください。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

まあ、本件、条例改正案なんですけど、まあ、そもそも獣肉処理施設というのは、まあ有害獣処理のために前任者のときに上島町の弓削の方に捕獲隊ができて、その捕獲隊の獲ったものを活用できないかといったものの流れの中で、この施設が作られたという経緯があります。これは皆さんもご承知とおりで。ほで、現在、施設の内容はかなり整備されてお

まして、まあ使い勝手はいいんだろうと思いますが、実は、その有害獣の駆除、作業する人がですねえ、少なくとも弓削地区においては、一応皆さんリタイヤしてしまったという現実があるんですね。そして、有害獣、この施設を持っておくこと自体よりも、元々本来のものであった有害獣の駆除について、じゃあ、どうするおつもりですかという事を考え方聞いておきたいんですが。

○(越智 康浩 農林水産課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 越智農林水産課長。

○(越智 康浩 農林水産課長)

はい、先ほど平山議員が申されたとおり、体調不良とか、高齢によって中々作業ができないということで今回協議してですねえ、今時点ではまだリタイヤはされておられません。で、まあ実態は今、弓削がですねえ、実質イノシシの捕獲で動いている方が5名程度、佐島もですねえ4名程度くらいしかいません。

で、今回、4月から新規の罨免許とか、いろいろ募集いたしまして、今年度で6名の方が罨の免許取得されました。そのうち、弓削が5名おられます。この方々も一応まだ仕事の方されておりますけども、今後離職されたときにですねえ捕獲隊の方に入っていて、活動をしていただくというふうにちょっと短期で今ですねえ、定年がこの間も言ったように年々延びておりますので、中々毎日現場に調査、罨仕掛けても調査に難しい方が多いので、すぐには中々約束できませんが、徐々に隊員数を増やしてですねえ、この加工施設を利用していただくという形を考えております。で、また、今回説明省略しましたけど、岩城橋が完成したときには、現在岩城での捕獲数かなり多いのでねえ、岩城の方が加工処理を指定管理でやっていただける方が手を挙げていただければですねえ、ここの十分な活用ができると思いますので、現在はそのように考えておりますので、よろしくお願いします。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

まあ、人材、中々確保大変だと思うんですが、やっぱり行政の中にもそういうチームを一つ作ったらどうなんですかねえ。決算のときの質疑にも入ってくると思うんですが、まあ、民にだけ任せていても継ぎ手がないという事も当然、現状としてはあるわけで、岩城橋、仮に架かった後の事にしても、施設のまあ使う事はあるんだから、そのときは使えばいいんですけども、目の前にある獣害についてどうするかということをやっぱ民間にだけに任すんじゃないで、役所内にそういう有志を募ってチームを作って、それと考えながらちょっと作っていかないと、型になっていかなのじゃないかなあと思いますよねえ。ですので、まあ今すぐ答え出せないと思うんで、答え求めませんが、そういう方向で、やっぱり役所の中にもたぶんやってもらえる人も何人かいると思うんで、そういうチーム作りも一つ考えてみてくださいよね、はい。

○(8番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 濱田議員。

○(8番・濱田 高嘉 議員)

ええ一、今、同僚議員が言いましたのは、これからの問題ですけども、私はこれまでの問題があったというふうに認識しております。これまでですね、この指定管理者にするに当たりまして、確か平成23年度の条例制定だと思えますけれど、この条例制定するに当たりましてですね、私はやはり獲る人は事務処理が非常に不得意であるので、当座の間は2、3年はその委託業務という形でどうですかと、こういう話をさせていただきました。

ところが、指定管理者で行くという強い希望ですね、希望というか、意向でこのようになったんですけども、結果的にですね、今回の条例改正を反対するものじゃありませんけども、やはり、この条例を制定するときのですね、意見を尊重しておれば、こういう状況になってないんじゃないかなと、こう思いますし、ぜひですね、獲る方は獲る事に非常に卓越していますけども、事務処理が非常に不得意ということで、確か私の認識ではですね、事務方は町職員にお願いしているというふうに聞いておりました。ええ一、5年ほど前の私が監査2年やりましたけども、その時もそういうお話でしたし、今回こういう結果になりました、今年の11月ですかねえ、監査委員に拝命してというか、任命されて「月例のレポートを出してくれ」と、こういうお話をさせていただきましたけども、結果的に月例の報告もないと。今日まで来たと。

で、越智課長になってですね、まあ実はこういう状況になっていますのでということで、当座の3年間の過去3年間の収支報告書をいただきました。これは、あくまでも監査に対していただいたものですから、同僚議員には、まだこれは配布されておりませんが、この3年間の収支報告書を見ますと、ちょっと合点がいかないことが多々ありますので、今月ですね、監査の日にちが決まっていますので、もし時間が合えばですね、越智課長に同席していただいて3年間の収支報告書をいただいていますけども、その辺のところについてですね、協議できればと、こう思っておりますし、もう本当に最初はですね、この加工会という名称じゃなくて、最初はですね、上島町農作物等鳥獣害防止対策協議会という名称があって指定管理者だったんです。で、指定管理者の中には、町職員が何人もいます。それから、住民代表5名、農協関係者が3名、農業委員が1名、猟友会、狩猟会免許者がまあ4名ほどいて、合計20名でスタートしました。これも指定管理者という事で、スタートして、こういう組織になっていると。これもおかしいんじゃないかということでですね、まあ、その後ですね、獣肉処理加工会と。こういう流れに来たと思うんですけども、非常にですね、この指定管理者の設定に当たりましては、議会の意見を尊重されなかったということですね、ぜひ皆さんも今後理解していただきたいし、また格上げして指定管理者になるのであれば、その辺を十分にですね、検討していただいて、あくまでも当初の間は委託という作業が一番いいんじゃないかと、こう思っていますので、非常にこれまでも、特に捕獲隊の方々にはご苦労かけましたし、非常に感謝もしております。

で、今、同僚議員が言いましたように、これもこのままぼしゃったらどうしようもないんで、ぜひ、ご苦労があると思えますけども、町もですね、全面的にバックアップして、この組織を何とか維持していくと、運営していくという形をとっていただきたいと、こう思いますので、よろしく願いいたします。

**○(3番・大西 幸江 議員)** (挙手)



○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

ええー、この条例は仕様がなと思っています。で、なんですけど、先ほど同僚議員の方も仰ってましてけれども、捕獲隊の現状ですね、弓削だけじゃなくて、やっぱり岩城も高齢化が進んでいるということもありますし、まあ、この間の委員会でも言いましたけども、私も免許は持っているんですよ。で、それを活用するすべが分からないんです。「勉強会とかを開いてください」という事を3月のときにもお願いしたんですけども、そういう動きがまあ、なくてですねえ、そのままになっているんじゃないかなあと思うんですよ。

先ほども中長期的に人員を確保して、まあ人材を育てていくという事を仰ってましたので、ぜひ、早めにその計画を立てて、実際、私以外にも持っていて眠っている方、私も知っていますけど、そういう方いらっしゃるし、リタイヤしていきなり出来るようになるんもんでもないと思うので、その辺も踏まえた組織づくりと人員の確保の方法というのを、ぜひ考えていただきたいと思います。お願いします。

○(8番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 濱田議員。

○(8番・濱田 高嘉 議員)

すみません、一つ言い忘れまして。先ほどの監査報告いたしましてけども、監査報告の中の要望事項の中に、この指定管理者についてですねえ、書いておりますので、ぜひ、理事者側はこれをご検討いただきまして善処していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○(10番・土居 計彦 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 土居議員。

○(10番・土居 計彦 議員)

条例改正には直接関係ないんですけども、実は最近の居住区の、居住地のイノシシ被害の状況を見ますとですねえ、とてもひどい状況なんです。で、連夜のごとく、まあ現れまして畑と言わず、庭と言わず、道路と言わず、もうガタガタになっているような状態です。それで、「まあ役場の方にも相談しました捕獲隊を募集していますが、中々苦しいです」というご返答ですが、実はこの最近ですねえ、今治市上浦地区の方で大型罾を設置して非常に効果を上げて、個体数の減少に効果があるというような話を聞きました。

それ、聞いてみますと、JAさんも農業者のためになることだったらとだいぶんの補助をしていただいとるようなあれも聞いておりますんで、上島町も補助条例があるんですから、その辺を使って、まあ「募集しているから、募集しているから」というんじゃないくて、役場が主体性をもって、地域の協力を得て個体数を減らす方向に進んでいただきたいなど。このまま放置しておく、おそらく近いうちに車の被害か、人体の被害か、人間の体にも害が出るような感じがしてならないんで、ぜひ、真剣に考えていただいてですねえ、現状も理解していただいてリーダーシップをとって、個体数の減少をやってもらいたいと思いますので、よろしくお願いいします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

この件につきましては、本当に憂慮すべき事態にどんどん深刻化がすすんでおります。ええー、先ほど平山議員さんが仰られたチーム化といろいろあるんですが、基本的に土居議員さんはご存じだと思いますけど、これは農地を荒らされる部分、そこで食い止めていくというのが基本だと思っておりますんで、これからチーム化を進めるその罫の資格を取っていただくというときに、まあ当然新規就農者とか、行動できる人、こういう方を重点的にチーム化を進めていくのが一番実効性のある政策だと思っております。

私自身もその資格を取って十何頭赤穂根島で獲りましたんで、その辺のことは多少分かっているつもりですが、本当に先ほどの大型の罫とかそういったものもイノシシ賢いですから、仕掛ける方も管理する方もそれに対応して動かないといけないんですが、岩城でも大型の罫やっていますけど、掛かるところと掛からないところと、それから掛かるように、それこそどんどん変えていくというか、知恵比べの連続です。

そういった中で、やっぱり放っとくわけにはいきませんので、で、捕獲隊の人数が減って活動が低下した分みるみる増えているのはよく分かりますが、それを食い止めるのもやっぱりこっちも手をこまねいていたらどんどん増えるだけという現象になりますんで、少なくとも今、資格を持っておられる方は何らかの形で、これは経験になりますから、経験値しか彼らにイノシシには勝てないと思っておりますから、もう毎日毎日が勝負ですからライセンスを持っている人は、そういう事で取り組んでいただけるのが一番いいと思っております。出来るだけ早く新規就農者を含めた、そういうチームづくりを仕掛けていけるように呼び掛けはどんどん積極的にさせていただくことは考えておりますが、大型の罫だけでは当然捕獲と言いますか、その数が限られますので、本当に跳ねる奴、それから普通の輪っかの奴、いろんな分がありますんで、自分ができる奴はどんどんそれで挑戦してやっていけるような、そういう体制を作っていきたいと思っておりますんで、皆さんもどんどん呼び掛けをお願いしたいと思います。

それから、仕掛け（免許）を取るという事に関してのそのサポートは町としては積極的にやっていきたいと思っておりますので、その辺もよろしく申し上げます。

○(池本 光章 議長)

他に質疑はありませんか。（沈黙）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、日程第24、議案第116号、「上島町獣肉処理加工施設条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第116号は、原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第117号

**○(池本 光章 議長)**

続いて、日程第25、議案第117号、「上島町企業誘致促進条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**○(村上 和志 副町長)** (挙手) はい、議長。

**○(池本 光章 議長)** 村上副町長。

**○(村上 和志 副町長)**

はい。議案第117号、「上島町企業誘致促進条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。提案理由といたしましては、本条例の精査に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。

なお、条例の改正内容等につきましては、澤田商工観光課長から説明いたします。よろしくお願いたします。

**○(澤田 一政 商工観光課長)** (挙手) はい、議長。

**○(池本 光章 議長)** 澤田商工観光課長。

**○(澤田 一政 商工観光課長)**

それでは、議案第117号についてご説明いたします。

資料の3枚目、参考資料の新旧対照表をご覧ください。

別表の奨励措置の額及び限度額の規定の1については、字句を改めるものでございます。

2につきましては、当初、大規模な工場等の立地を想定し、水道料金が高額な上島町への誘致を有利とするために規定しておりましたが、使用水量の少ない小規模事業者の出店もあり得ることから、年間使用水量の下限を規則で別途定めるものです。なお、下限水量は年間使用水量600トンにて施行規則において規定する予定としております。また、使用水量の下限算出に当たっては、町内事業所の使用水量の調査を元に取り決めております。

続いて、3については、固定資産総額の1.4%相当額の奨励金交付と同等額となる固定資産税額の減免に変更するものです。これは、他の自治体も事務手続きの簡素化を考慮し、奨励金から減免措置へ変更した例も多いことから改定するものです。

なお、この条例は、公布の日から施行することといたします。

以上で、議案第117号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○(池本 光章 議長)**

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(沈黙) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、日程第25、議案第117号、「上島町企業誘致促進条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第117号は、原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第118号

**○(池本 光章 議長)**

続いて、日程第26、議案第118号、「インランド・シー・リゾート フェスパ条例の一部を改正する条例（消費税）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**○(村上 和志 副町長)**（挙手）はい、議長。

**○(池本 光章 議長)** 村上副町長。

**○(村上 和志 副町長)**

はい。議案第118号、「インランド・シー・リゾート フェスパ条例の一部を改正する条例（消費税）」についての提案理由の説明をいたします。提案理由といたしましては、社会保障の安定財源確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律等により、消費税率等が改定されることに伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。

なお、条例の改正内容等につきましては、澤田商工観光課長から説明いたします。よろしくお願ひいたします。

**○(澤田 一政 商工観光課長)**（挙手）議長。

**○(池本 光章 議長)** 澤田商工観光課長。

**○(澤田 一政 商工観光課長)**

はい。それでは、議案第118号についてご説明いたします。

資料の3枚目、参考資料の新旧対照表をご覧ください。

別表において定めております各利用料について、それぞれ消費税を加算し、下線を引いている部分について利用料等を改めております。

なお、入浴利用料において、幼児は年齢に関係なく一律の料金とすることに改めております。これは、幼児入浴に係る利用形態に年齢の差異が無いことから改正するものです。

なお、この条例は、令和元年10月1日から施行することといたします。

以上で議案第118号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

**○(池本 光章 議長)**

提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

**○(7番・平山 和昭 議員)**（挙手）

**○(池本 光章 議長)** 平山議員。

**○(7番・平山 和昭 議員)**

はい、これはまあ、消費税を10%に上がるということでフェスパの利用料の改正という事で、これ自身はまあいいんですが、実はこれの後で予定しておりました119号がまあ突然取り下げられまして、119条に関しましては、取り下げる理由がよくわからないんですよ。そして、午前中の質問の中で、一般質問の中で、まあフェスパの支援をしなきゃいけないということで、まあ今般この条例案を下げるといったような意味合いの話があったんですが、改めて、これ、この118号の関連という事ですね、後々質疑したかった事ができなかったんで、関連でちょっと答弁お願ひしたいんですけど、よろしいですかねえ。

**○(池本 光章 議長)** どうぞ。

**○(7番・平山 和昭 議員)**

じゃあ、まずですねえ、今朝、取り下げられた119号を取り下げた理由というのを改めて簡潔にちょっとお願いしたいんですが。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、これはですねえ、前回、全協のときに内容を説明させていただいたんですが、その前と、それから3回ほど続けて説明をさせていただく中で、それぞれ内容が少しずつ変わっていったんですが、その変わった部分について、皆さんの方が十分に認識というか、私の説明が悪かって十分にそれが理解されなかった部分があったんで、これでは、間違っただけでいいって可能性があったんで、これでは誤解を招くという事で、それで取り下げをさせていただきました。

で、これは、まあ皆さんに今朝ほどから説明させていただいているとおり、この条例、今回の精査の分の条例の改正と、それからまあ当然、その後、関連して動いていかなければならない補正予算等ですね、そちらの方との一体で説明させていただいた方が、より間違いなく理解していただけるし、そちらの方の対応の内容もですね、セットで見ていただいた方が間違いがないだろうという判断で取り下げさせていただきました。中身につきましては、また出来るだけ早く、先ほど寺下議員の方から要請がありました事も含めまして、どういうふうにするのが一番いいのかというのがありますが、要は、三転ぐらいしておりますんで、1回ちゃんと最終的な形はこうですよということと、これとこれをこういうふうにします。基本協定はこれで、年度協定はこれでという、そういうふうなトータルで説明しないと、皆さん誤解を受けるといけないという、そういう配慮がありましたんで、申し訳ありませんが、取り下げさせていただきました。以上です。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

はい、説明がきちんとなされてなかったというのは、これはもう事実だと思いますが、少なくとも、この取り下げた条例案につきましては、実質的に現状と何ら変わらないんですよ。いや、変わらない。実質的には、表現の仕方は、指定管理にできるという表現が加わって、そして、まあ5年経ったのが次のときから5年という事で、3年は現状3年という事で中身は同じなんですよ。だから、これは実質的に、このまま通したって現状のままなんで、何でこれを下げなきゃいけないのかという事が私には分からない。今、違うと仰ったん、どういうふうに違うんですか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

先ほどの獣肉処理の分と一緒になんですけど、指定管理できるという、直営もできるという話です。ですから、そこところが、今までの分は指定管理しかなかったはずなんです。それが、「指定管理することができる」に変えていますから、そこが全然違うと思いますんで。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

我々が誤解してるんじゃないかと、あなたが誤解してるんじゃないですか。今般出されている最後に出てきた条例案はね、「指定管理できる」という第4条、もろっと取ってるじゃないですか。第4条がないってことは、現状のままなんですよ。以前出てきたのは、第4条に「指定管理ができる」という文言入れたものがあったって、それが改正部分として出てきたんでいう事なんで、今度、最後に出てきたのは、なくなっているんだから現状と同じじゃないですか。これ、町長自身が勘違いしてるんじゃないですか。ちょっと相談してみてください。

(平山議員から「私の理解でいいですか、違うんだったら違うように言ってください。担当課でもいいですよ」の声)

○(澤田 一政 商工観光課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 澤田商工観光課長。

○(澤田 一政 商工観光課長)

前回の条例改正のときなんですけども、すみません、ちょっとお待ちください。

ええー、第4条、第4条におきまして「運営に当たりまして、その中の一部を町長の指定する施設についてはという文言が前回は付いておりましたが、今回はその部分については除けております。で、今回、第3条で先ほど言われておりました指定管理者の指定、これを指定管理者による管理で、併せて「指定管理を行わせる」を「指定管理者にこれを行わせることができる」と。ですから、内容的には、前回とは4条の部分が変わっているだけでございます。よろしいでしょうか。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

ですから、今般、取り下げた条例案の条文はですねえ、4条が抜けているんだから現状のままの条例案なんです。それ、町長、今まで指定管理者に出せるという理解のもとに、その中で文脈で考えていたんじゃないですか。そりゃあ話が噛み合わないのは当たり前ですよ。だから、これは取り下げる必要、これは早いだけの事はありますよ。3年後に、来年の任期が終わったときに出すか、その時にはもう条例ができているという状況になるのか、ねえ、まあ、今やっておけばそれに対応できるんだけど、現状は今の条例のまんまで、3年が5年、その3年、5年は、この今の指定管理者終わったときから5年になるという話だけなんだから。その辺りは分かっていただけでした？納得できてないみたいだけど。

それで、基本的にフェスパを助けていくのに、町としては、まあいろんなやり方考えなきゃいけないということで、管理委託というような話が随分今まで出てきました。じゃあ、管理委託出すのであれば、何を条例的に根拠にしてやるのか。何を根拠にしてやるのかということで、まあ、私としては、いろいろ想像しまして、協定書の中でやるのかなあと思って協定書を読んで見ていたんですよ。ですので、協定書の中の12条とか、11条とか辺りを含めて、これでやれると思ってるのかなあということで、そこらを「じゃあ、本当に出来

るんですか」という話をまあ今日は聞きたかったんですけども、これ下げられちゃったんだから言う場がないんで、ちょっと言わしてもらおうんですけどね。ですから、その辺の認識の差が我々が分からないんじゃないんで、もう、あなた自身が思い込みが先にあって、いうことが一つと、じゃあ、どうやってその管理委託を変えていくんかという方法論の中で何を根拠にやるのかということなんですよね。

ですので、もう取り下げているんですから、このことについてはどうしようもないんですけども、ええー、まあ、午前中、寺下議員の質問の中にも、午後になりますか、ありますけど、最後にありますけど、その次に臨時会など開いて説明したい、案を出したいと仰っていましたけど、それもうこの定例会会期あるんで、定例会にきちんとそういうやり方、仕方、こうやりたいんだという事を見せていただいて、その結果、議員のジャッジを仰がないと、臨時会でやってもその話が噛み合わない、じゃあ、そこで否決されたらどうなるんです。あと、ないですよ。

ですから、まあ、現時点で町長の誤解が一つあったということがはっきりしたんで、それ何となく分かったんですよ。それだったら、こういう言い方するんかなあと。いうことなんで、この定例会の中で、その次の出さんとする案をですねえ、提案してくださいよ。定例会の中で決着つけましょうよ。そうしないと進みませんよ、これ。もうプランがあるんでしょ、何か。こういうことでやるから、こういう事ができるというの。で、先ほど、課長の説明では、まあ協定書の話がチラリと出てまして、その課長の解釈でいいのかなあとという事も当然あるわけなんです。それは議論させていただかないといけませんので、協定書の中の12条の解釈が協定期間中の中でコロッと変えられるんかどうか、仕様変更できるのかどうかという事は本当に本職に解釈してもらってくださいよ、時間あります。そうしないとね、何でもできる話になっちゃうんですよ。

だから、町民の皆さんにその状況を分かってもらわないと、我々が仮に賛成しても、話の通らん話になるとか、なるし、我々もその根拠がないものについて賛成するという事は、まあ議員としては難しい。今までちょっと強引にやったこともありますけども、もう、それないです。ですので、まあちょっと関連でもう言わせてもらったんで申し訳ないんですけども、「次の臨時議会になる」と言わずにですねえ、この会期内にその案を出していただきたいと思うんですが、どうですか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、10月2日までという会期だと思いますが、頑張っってそれに、皆さんのご要望に沿えるように資料等ですね、作ってみたいと思いますので、よろしくお願いします。

○(1番・村上要二郎 議員) (挙手) すみません。

○(池本 光章 議長) 村上議員。

○(1番・村上要二郎 議員)

会期内ということなんですけど、また町長、バタバタしてねえ、結局とんでもないこと言い出す可能性が高いので、僕は会期内というより、まず議員がですねえ、特別委員会でも開

いて、議員の提言、提案をですねえ、示してですねえ、それを基にまた検討していただけたらと思うんですけど、会期内というのはちょっと難しいんじゃないですか。私は、特別委員会がいいと思います。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

まあ、討論みたいな格好になりますけど、少なくとも、もう今までずっと委託に出したいという、仰ってきたんですよ。ですから、何らかの形でできる根拠があるでしょ、その根拠があれば、こういうことで委託に出したい。委託に出すには金額がこうだという話が、プランができるじゃないですか。ただ、問題は、その根拠が、いわゆる合法的なのかどうかということ、これはやっぱり議論させていただかなきゃいけない分野だと思いますので、そういう流れの中で、じゃあ根拠を協定に使うのか、あるいは条例変更でやるのか、いう事も含めてですねえ、もうそれ今プランなかったら間に合わないでしょう。そうだよ。特別委員会立ててやったって、そこでいくらどうやってもどうにもならない事があるんだから、議論ができなかったら、仕様がないうよ。だから、もう理事者の案を出してきて、それが「どうですか」という話の中で議会のジャッジなんだから、それがないと、どっちにしたってイレギュラーな話ばかりになるんですね。

だから、プランがある話なんだから、そのプランを出していただいて、それで議会側として歩み寄れるかどうかという事だと思いますよ。それは当然、町民の皆さんの理解が得られるかどうかという内容にならないとどうしようもないということです。そして、まあフェスパの方の財務状況もたぶんまあ、聞いている印象では猶予はないんじゃないのかなあと。余裕があるんだったらゆっくりやりゃあいいですよ。

ですので、まあ、そういう提案もさせていただきまして、関連で申し訳なかったですけど、よろしくをお願いします。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 濱田議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

関連でいいですか。

○(池本 光章 議長) はい。

○(7番・平山 和昭 議員)

8月6日のまあ臨時会もやっぱり時間がないという事で理事会を開いてですねえ、まあ否決という形になりましたけども、これは重要案件という事で、これが前に進まないという駄目だという認識の下で理事者がそういう夏休みの前ですねえ、臨時会を開いたと。それから、8月29日の議員協議会、これもですねえ、やはり前に進めたいという事で理事者側がやったはずですので、ぜひですねえ、同僚議員が言いましたように、会期が10月2日までありますので、時間的にまだ十分あると思いますので。ぜひ会期内に提案していただいて、この議会で吟味して早急に結論を出さないとどっちにしても、現場は現場でいろいろ苦労していますので、何とか会期内に再度提案していただいて審議するという方向でもっていった



だければいいかなと、こう思います。（池本 興治議員から「いいですよ」の声あり）

○(池本 光章 議長) 他に質疑ありませんか。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

元の118号に戻ってよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）118号、消費税アップの話なんですけども、まあもう他の消費税も決まっていますが、まあ私は基本的に消費税増税反対なので、ちょっとお伺いしたいんですけど、3歳未満の無料はですねえ、有料にした理由が入浴形態が変わらないからといった理由だったんですけども、この説明ですと、今で、じゃあ何で無料だったのか、っていうことを教えていただけますか。

○(澤田 一政 商工観光課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 澤田商工観光課長。

○(澤田 一政 商工観光課長)

まあ、利用形態が同じっていうのも理由なんですけど、もう1点は、その3歳以下であるか以上であるかっていう中々判断と言いますか、聞き取りも難しいところも入浴に関してのみ利用される方もおられますので、それをその都度確認さしてもらうのも運営上中々聞きづらいという点もございましたので、今回こういった縛りにさせていただきます。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

フェスパのそもそもですねえ、設置目的とか、管理運営方針っていうのはですねえ、福祉とか気軽に利用できる入浴施設って事が謳われていて、で、3歳未満の子供を連れて、まあお風呂屋さんですねえ、いわゆる、に行くというのは大変な事なんです。たぶんお孫さんとか、ご経験あるかと思うんですけど。で、住民の福祉という観点からも考えたり、子育て支援というところから考えると、別に3歳未満はつきり、一応まあ書いとけばいいと思うんですよ、3歳未満は無料で、それ以上はいくらですって。それで自己申告するかしないか、聞ける聞けないというのはまた、ちょっと微妙な話ですけど、でも、ここでわざわざ値上げする必要性はないんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええ一先ほど商工観光課長が申したとおりですねえ、これ実は運営上あそこで結構トラブルが発生しております、そういった中身がですねえ、現場としては対応しづらいという声なんです。じゃあ、これどうやって、ええ一町民の方であればある程度分かるんですけど、外から来られたお客さんで、やっぱ子連れ方がおられまして、その辺の取り扱いがあつてですねえ、こっちは3歳以上、こっちは3歳未満と、それじゃあ、どうやって見ましょうかという、それは難しいんで、これを1本にしてほしいという、そういう考え方で、じゃあこれ見直しのときに一緒こういうふうにした方が、その方がより公平性と言いますか、そういう取

り扱いができるという考え方で提案させていただいております。

ただ、町民の福祉とか、健康増進とかというお話になりますと、まあ無料だからという話じゃなくて、やっぱり適正な価格、これは3歳以上であっても、以下であっても、その部分はあまり実際に使う部分については、形態としてはほとんど変わらないという認識の下に統一させていただいたという考え方です。

**○(池本 光章 議長)**

他に質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、日程第26、議案第118号、「インランド・シー・リゾート フェスパ条例の一部を改正する条例（消費税）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

賛成者：村上議員、林議員、檜垣議員、池本 興治 議員。

反対者：大西議員、藏谷議員、寺下議員、平山議員、濱田議員、前田議員、土居議員。  
起立、少数です。よって、議案第118号は、否決されました。

日程第28、議案第120号

**○(池本 光章 議長)**

続いて、日程第28、議案第120号、「上島町消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**○(村上 和志 副町長)**（挙手）はい、議長。

**○(池本 光章 議長)** 村上副町長。

**○(村上 和志 副町長)**

はい。議案第120号、「上島町消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明をいたします。提案理由といたしましては、機能別消防団員制度の新設及び上位法令改正に伴い関係規定を整備する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

なお、条例の改正内容等につきましては、濱田消防長から説明いたします。よろしく願いいたします。

**○(濱田 将典 消防長)**（挙手）議長。

**○(池本 光章 議長)** 濱田消防長。

**○(濱田 将典 消防長)**

それでは、議案第120号について説明いたします。

機能別消防団員の新設については、消防団員の高齢化、若い世代の入団者の減少により年々、消防団員が減少しており、消防団員の確保並びに災害現場で不足する消防力を補完するため機能別消防団員制度を導入し、地域防災力の強化を図る目的に行うものです。

上位法改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るため

の改正です。

新旧対照表で説明いたしますので、参考資料1の1/3ページをお開きください。

第2条の次に次の1条を加えます。

(団員の種類)

第2条の2 団員の種類は、基本消防団員（以下「基本団員」という。）及び機能別消防団員（以下「機能別団員」という。）とする。2項、3項はその内容を記載しています。

第3条中「その他の団員」を「その他の基本団員」に改め同条に次の1項を加えます。

2項、機能別団員は、前項各号のいずれにも該当する者であり、団員又は消防吏員の経験を有し、団員としての必要な知識を有すると団長が認めたもののうちから、町長の承認を得て任命する。を加えます。

第4条第1号を削り、同条第2号中の「禁固」を「禁錮」に改めます。

2/3ページをお開きください。

同号を同条第1号とし、同条第3号中の「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とします。

第5条第2項第1号中の「前条第3号」を「前条第2号」に改めます。

第14条第1項 団員には、次に掲げる被服等を貸与する。を（機能別団員は除く）。を加え、各号で明記します。

第16条第1項中の団員の次に「（機能別団員は除く。）」を加えます。

別表第1中の「団員」を「基本団員」に改め、機能別団員の年額、5,800円を同表に加えます。

参考資料2をお開きください。

機能別消防団員の活動、訓練については、上島町消防団機能別消防団員活動要綱の第6条に明記しています。

なお、この条例は、公布の日から施行します。ただし、第4条及び5条は、令和元年6月14日の公布から6ヶ月経過した日から施行する通知に基づき令和元年12月14日から施行します。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○(池本 光章 議長)**

はい。ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

**○(3番・大西 幸江 議員)** (挙手) はい。

**○(池本 光章 議長)** 大西議員。

**○(3番・大西 幸江 議員)**

この機能別消防団員というのは、まあ国のホームページにも出ていて、そういう事なんだなあという理解はしたんですけども、この条例を定めて、機能別団員の制度を採用するとですねえ、結局まあ消防団の方に人員を持っていかれるという言い方もあれですけど、まあ帰属するようになるじゃないですか。そうすると、地域にいる、まあ大半が男性の方が多いと思うんですけど、男手がさらに災害のときなんか減ってしまうという状況が考えられるんですが、その辺のバランスというのはどういうふうにお考えなんでしょうか。

○(濱田 将典 消防長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 濱田消防長。

○(濱田 将典 消防長)

はい、現在の上島町消防団の定数は390人です。現在、その中で実数は355人と、毎年減少傾向にあります。ええー、現在も、実際のところ、まあ団員が高齢化が進んでおりました、毎年退団者も増加しておりました、また若い団員が入団するという形が非常に少なくなっています。まあ、先ほども説明しましたが、こういった現象を防ぐために、まあ機能別消防団員制度を導入しだしまして、まあ地域防災力を強くするという事が目的なんです、実際のところ、加入させるというのがまず第一です。ただ、現状といたしまして、もうこれ以上団員の減少を防ぐには少しでもこういった機能別消防団員といった制度を採り入れて、いざという時の災害のために補完するという目的で考えております。ちょっと人数の方につきましては、実際のところ、今の団員の加入率が充足が91%ほどとなっております。で、目標といたしましては、せめて95%くらいということで370人程度は設定として、約15名程度という形をしておりました、あとの20名につきましては基本団員で賄いたいということで検討はしております。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

はい、まあ自主防災組織を今やっているじゃないですか。で、その中でちょっと気になるのは消防団員と役所の方は防災士の資格を持っていてもメンバーの中に組み入れられないんですね。で、そうすると、まあ、やっぱり男性の方が多いので地域に残るのがお年寄りと女と、それから子供というふうになってしまって、実際、災害が起きたときに、消防団も「機能別消防団員です」と抜けてしまうと、やっぱりちょっと心配なんです。で、結局、消防団をご高齢で退団される方は、言ったら体力に自信がなくなるのか、もう出ていくのがしんどくなるのか分からないですけど、そういう事で退団されるわけで、実際、災害が起きたときには高齢者の枠にたぶん入ってくるんじゃないかなあというふうに思うんです。

なんで、まあ、これをやることは良いことだと思うんですけども、その辺のバランスとそれから、消防団員であっても防災士の資格なんかを持っているのであれば、地域にもその名簿なんかを出していただいて、いろんな意味で連携ができる形作りをお願いしたいと思えます。よろしくをお願いします。

○(濱田 将典 消防長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 濱田消防長。

○(濱田 将典 消防長)

はい、分かりました。一応、先ほどもちょっと説明をいたしましたが、そちらの参考資料の2のところですね、第6条に機能別消防団員という事で、活動訓練の内容を明記しているんですが、基本団員と機能別団員とは活動内容が大きく違いました、まあ消防団員といたしましては、すべての火災風水害またはそういった式典とか年末警戒とかいろいろ出るんですが、機能別団員につきましては、大規模災害についてのまあ避難誘導とか、避難所の開設

または大規模火災等における活動の後方支援また、こういった火災予防運動の普及啓発といった形に限られておりますので、実際にそういった避難所といった形につきましては、機能別団員の方が配置するという形になりますので、よろしくをお願いします。

**○(池本 光章 議長)**

他に質疑はありませんか。(沈黙) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、日程第28、議案第120号、「上島町消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第120号は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間、3時20分まで休憩を取ります。

( 休 憩 : 午後 3時10分 ~ 3時20分 )

日程第29～30、議案第121号～第122号

**○(池本 光章 議長)**

再開します。

続いて、日程第29、議案第121号、「令和元年度 上島町一般会計補正予算(第2号)」及び日程第30、議案第122号、「令和元年度 上島町介護サービス事業会計補正予算(第1号)」の「補正予算案2件」につきましても一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。よって、日程第29、議案第121号、「令和元年度 上島町一般会計補正予算(第2号)」及び日程第30、議案第122号、「令和元年度 上島町介護サービス事業会計補正予算(第1号)」の「補正予算案2件」につきましても一括議題といたします。

それでは、議案第121号及び議案第122号の補正予算案2件について、順次説明を求めます。

**○(村上 和志 副町長)** (挙手) はい、議長。

**○(池本 光章 議長)** 村上副町長。

**○(村上 和志 副町長)**

議案第121号「令和元年度上島町一般会計補正予算(第2号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億5,552万3千円といたします。第2項の歳入歳出予算補正について、お手元の予算説明資料、「令和元年度9月補正予算の概要」に基づいて説明いたします。

まず、全般的な事項ですが、補正予算の総額は一般会計が3,700万円。特別会計は5

80万円で、その内訳は、介護サービス事業会計580万円となっております。企業会計である上水道事業会計の補正はありません。

次に、一般会計の補正予算編成は、町税、地方譲与税、地方交付税、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入及び町債を財源として新規事務事業の計上及び既定の事務事業の見直しを行いました。

財源といたしましては、まず、町税20万円。これは、軽自動車税の環境性能割・現年分です。

地方譲与税30万円。これは、森林環境譲与税です。

地方交付税5億7,402万5千円。これは、普通交付税確定額32億3,302万5千円から当初予算計上済額26億5,900万円を差し引いた金額を計上しております。

使用料及び手数料51万円。これは、弓削老人福祉センター機能回復訓練室使用料36万7千円及び獣肉処理加工施設使用料14万3千円です。

国庫支出金1,457万4千円。これは、障害者自立支援法制度負担金70万円、離島活性化交付金1,027万8千円、地方創生推進交付金210万円、地域子ども・子育て支援交付金79万7千円及び養育医療給付費補助金69万9千円です。

県支出金371万1千円。これは、障害者自立支援法制度負担金35万円、地域子ども・子育て支援交付金79万7千円、養育医療給付費補助金26万2千円、地域へりポート整備支援事業費補助金171万3千円、消防団設備整備費補助金13万9千円及び自主防災組織活性化支援事業費補助金45万円です。

寄附金300万円。これは、ふるさと納税寄附金(NP0分)です。

繰入金マイナス5億9,600万円。これは、財政調整基金繰入金です。

繰越金961万8千円。これは、前年度繰越金です。

諸収入36万2千円。これは、弓削老人福祉センター機能回復訓練室電気代等戻入1千円及び消防団安全装備品整備等助成事業助成金36万1千円です。

町債2,670万円。これは観光施設整備事業債120万円、がけ崩れ防災対策事業債840万円、消防施設整備事業債820万円及び臨時財政対策債890万円です。

以上、3,700万円で補正予算を編成いたしました。

「補正予算の概要」の裏面の2ページをお願いいたします。

次に、補正理由と要旨ですが、まず1番目として、地方債の補正ですが、予算書の5ページ「第2表 地方債補正」をお願いいたします。

岡庄地区がけ崩れ防災対策事業の実施に伴うがけ崩れ防災対策事業の増額、空水機整備事業の起債申請に伴う消防施設整備事業の増額及び臨時財政対策債発行予定額の確定に伴う増額変更をしております。また、積善山ガードパイプ設置工事に伴う観光施設整備事業を追加しております。

以上により限度額の総額を、補正前11億5,160万円から11億7,860万円に変更するものでございます。

「補正予算の概要」の裏面の2ページに戻ってください。

2番目として、次の事務事業等を新たに計上いたしました。

(1) の岡庄地区がけ崩れ防災対策事業は、補助事業としては不採択となりましたが、早急に復旧する必要があるため実施するもので、金額は863万円です。財源は、起債840万円を充当する予定です。

3番目として、次の事務事業等が一部変更等を要するに至りました。

(1) の人事異動等に伴う他会計繰出金の補正ですが、介護サービス事業会計への繰出金で、金額は580万円です。

4番目として、その他、経常・投資経費の変更を要するに至りました。

以上で、議案第121号、令和元年度上島町一般会計補正予算(第2号)の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(大本 一明 健康推進課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 大本健康推進課長。

○(大本 一明 健康推進課長)

それでは、議案第122号「令和元年度上島町介護サービス事業会計補正予算(第1号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いします。

補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ580万円を増額し、総額5,090万円といたします。

予算の主なものにつきまして事項別明細書で説明いたします。

7ページをお願いいたします。歳入になります。

2款1項1目の一般会計繰入金580万円の増は、歳出の予算計上に伴う増額となります。

8ページをお願いします。歳出になります。

2款3項1目の居宅介護支援事業費の給料、職員手当等、共済費につきましては、人事異動に伴うもので増額しております。

9ページをお願いします。

5款1項1目の予備費の6千円の減額は端数調整によるものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。議案第121号及び議案第122号の補正予算案2件の審査につきましても所管の予算決算委員会に付託することにご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。

従って、議案第121号及び議案第122号の補正予算案2件の審査につきましても所管の予算決算委員会に付託することに決定しました。よって、ここでの質疑は省略いたします。

日程第31、議案第123号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第31、議案第123号、「工事請負契約の締結について(生名フェリー新造船建造工事)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい。議案第123号、「工事請負契約の締結について(生名フェリー新造船建造工事)」次のとおり請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

- 1 契約の目的 生名フェリー新造船建造工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 金 3億9,600万円
- 4 契約相手方 広島県尾道市向東町14745番地3

かんぼら  
神原造船株式会社 代表取締役 かんぼらこういち  
神原弘一

提案理由といたしましては、生名フェリー新造船工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

なお、工事の内容等につきましては、村上公共交通課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○(村上 和彦 公共交通課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 村上公共交通課長。

○(村上 和彦 公共交通課長)

本件につきましては、現有船「いきな」の老朽化及び岩城橋開通も見据えた車両運搬台数の増加に対応するため、生名フェリーの新造船を建造するものです。

それでは、内容について説明しますので、1枚めくっていただき、参考資料の1ページをお願いいたします。

生名フェリー新造船建造工事の概要について、主要要目として、1.船体・用途等について、2.主要寸法について、3.主機関について、4.速力について、5.最大搭載人員についてそれぞれ記載しております。内容につきましては、現有船「いきな」との比較という形で説明させていただきますので、2ページをお願いいたします。

新造船といきなの船舶主要諸元比較表になりますが、主要な部分について説明させていただきます。

まず総トン数は、いきなの146トンに対して、新造船は199トン、全長は41mに対して48mとなっており、現有船「いきな」よりも新造船は一回り大きな両頭型のフェリーとなります。

次にランプ、いわゆるエプロンの長さですが、新造船は7mで、現在の「いきな」のエプロンよりも1m長くなります。これは、車両を積み込む際の安全性・利便性の向上という観点と、栈橋にフェリーが着いている時に船体の姿勢を保持するためには、ある程度エプロン重量が必要であることを考慮し、「いきな」よりもエプロンを大きくしております。

続いて、車両の積載台数ですが、車両甲板の面積が広がりますので、4～5mの乗用自動車で算出した場合、現在の「いきな」の18台よりも6台分多い24台に車両積載能力が増加することとなります。



次に旅客定員についてですが、椅子席・立席を合わせて、現在の120名よりも30名多い150名となります。

続いて新造船については、バリアフリー法対応の船舶となり、バリアフリー客席、車いすスペース、バリアフリー通路、運航情報提供設備、船内点字案内図等を設置する予定です。

次に主機関についてですが、現在「いきな」で使用している主機と同じメーカーであるヤンマー製の主機を採用いたします。セルモーター始動の主機は、エアモーター始動の主機と比較して、コンパクトで機関室の簡素化が可能となり、メンテナンスもしやすく、経費面においても優位なことなどから、船員の意見も聞いたうえで総合的に判断して、この主機を採用することとなりました。

以上が、現有船「いきな」と新造船の基本的な仕様の比較となります。

なお、3ページには、「一般配置図」を、その後には、「見積結果一覧表」と「工事請負契約書」を添付しておりますので、参考にしていただければと思います。

以上、簡単ですが、議案第123号工事請負契約の締結についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○(池本 光章 議長)**

はい。ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**○(4番・藏谷 重文 議員) (挙手)**

**○(池本 光章 議長)** 藏谷議員。

**○(4番・藏谷 重文 議員)**

新造船造ることで3億9,600万円で、3億9,600万円が10年経って2億で売れるか、2,000万で売れるかは、建造中の工程で決まります。それは、船の形成は、アッパー、ボトム、アフター、ワーク、ピーエスで、その形成できているんですが、その中には、ロンジュ、トランスとか、いろんなものがあって、ほて、船の建造中には、今見えるところ十分説明分かりましたが、特に建造中の生板から物が仕上がっていくまでの工程の中で大事な事ありますから、そこらよく注意して担当の方は頑張ってみてください。(土居議員から「現場監督に行かない」の声あり)

**○(池本 光章 議長)** 他に質疑はありませんか。

**○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手)**

**○(池本 光章 議長)** 寺下議員。

**○(5番・寺下 満憲 議員)**

ちょっと請負契約書の件で尋ねてみたいんですけど、これ随意契約で行うんですけど、消費税がもう既に10%で計算されることになっているんですけど、これはこれはこれで構わないのですかねえ、この議会で本日議決されたら明くる日から契約に入るんですけど、その点はどんなのですかねえ。

**○(村上 和彦 公共交通課長) (挙手) 議長。**

**○(池本 光章 議長)** 村上公共交通課長。

**○(村上 和彦 公共交通課長)**

ええー、工事請負契約について、その完成が消費税が完成された10月以降に完成見込みのものについては、10%で契約するというふうなことにルールになっておりますので、そのルールに基づきまして、この案件では来年に完成という事ですので、そういう事で10%で当初から契約をいたします。以上です。

○(池本 光章 議長) 他に質疑はありませんか。

○(8番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 濱田議員。

○(8番・濱田 高嘉 議員)

一つ確認したいんですけども、着工が元年の9月で完成が来年の3月、これは間違いないですか。

○(村上 和彦 公共交通課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 村上公共交通課長。

○(村上 和彦 公共交通課長)

はい、ええー、現在の予算が令和元年度の予算に、当初予算として計上されております。その関係もございまして、現在の工期を、年度をまたいで契約をすることはかないませんので、3月31日の工期で現時点では契約をする。そして、現実には、3月いっぱいでの完成というのは非常に難しいものがありますので、3月議会で繰越等の措置をいたしまして工期を延長するという事で考えております。

○(8番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 濱田議員。

○(8番・濱田 高嘉 議員)

まあ繰り越してですねえ、どれくらいで完成する予定ですか。

○(村上 和彦 公共交通課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 村上公共交通課長。

○(村上 和彦 公共交通課長)

はい、前回の全協のときにも確か資料にも説明したと思うんですが、来年の9月頃の完成を目途に進めていきたいと考えております。

○(池本 光章 議長)

他に質疑はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、日程第31、議案第123号、「工事請負契約の締結について(生名フェリー新造船建造工事)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

賛成者：村上議員、林議員、大西議員、藏谷議員、寺下議員、檜垣議員、平山議員、濱田議員、土居議員、池本 興治議員。

反対者：前田議員。

起立、多数です。よって、議案第123号は、原案のとおり可決されました。

日程第32～34、議案第124号～126号

**○(池本 光章 議長)**

それでは、日程第32、議案第124号から日程第34、議案第126号、「上島町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は同様の人事案件でありますので、一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。よって、日程第32、議案第124号から日程第34、議案第126号、「上島町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は一括議題といたします。

それでは、3件併せて提案理由の説明を求めます。

**○(宮脇 馨 町長)** (挙手) 議長。

**○(池本 光章 議長)** 宮脇町長。

**○(宮脇 馨 町長)**

ええー、それでは、議案第124号から議案第126号の提案理由の説明をさせていただきます。

上島町固定資産評価審査委員会委員が令和元年11月18日をもって3名の委員が任期満了となることから地方税法第423条第3項の規定により委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

同意を求める委員につきましては、議案第124号、魚島地区の在住の中村 一義 氏、それから、議案第125号、生名地区在住の村上 寛仁 氏、議案第126号、岩城地区在住の森本 隆人 氏の3名の委員です。

ええー、議案ごとに1枚めくっていただきますと、それぞれの略歴を添付しておりますので参考にしていただけたらと思います。以上、よろしく申し上げます。

**○(池本 光章 議長)**

ただ今 提案理由の説明がありました。

お諮りします。本件は人事案件であり、上島町議会申し合せ事項⑩により、質疑と討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、こちらは起立による採決とすることにご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。

はじめに、議案第124号、「上島町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決します。お諮りいたします。本案のとおり、固定資産評価審査委員会委員に、「中村一義」氏を選任することについて、同意する方は起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第124号は、同意することに決定しました。

**○(池本 光章 議長)**

続いて、議案第125号、「上島町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決します。お諮りいたします。本案のとおり、固定資産評価審査委員会委員に、「村上寛仁」氏を選任することについて、同意する方は起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第125号は、同意することに決定しました。

**○(池本 光章 議長)**

続いて、議案第126号、「上島町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決します。お諮りいたします。本案のとおり、固定資産評価審査委員会委員に、「森本隆人」氏を選任することについて、同意する方は起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第126号は、同意することに決定しました。

日程第35～42、議案第127号・議案第134号

**○(池本 光章 議長)**

お諮りします。次の日程第35、議案第127号から日程第42、議案第134号は「上島町農業委員会委員の選任について」の人事案件でございますが、審議の都合上、そのうち日程第42、議案第134号を除いた7件を一括議題といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり)ご異議なしと認めます。

それでは、日程第35、議案第127号から日程第41、議案第133号の「上島町農業委員会委員の選任について」の7件は、一括議題といたします。それでは、7件併せて提案理由の説明を求めます。

**○(宮脇 馨 町長)** (挙手) 議長。

**○(池本 光章 議長)** 宮脇町長。

**○(宮脇 馨 町長)**

ええー、それでは、議案第127号から議案第133号までの提案理由を説明させていただきます。ええー、上島町農業委員会の委員の選任について、任期満了に伴い、新しく委員を選任するに当たって、農業委員会等に関する法律第8条第1項及び第5項の施行規則第2条第1項の規定により提案するものであります。参考規定として、地方自治法第180条の5の3項ですね、農業委員会等に関する法律第8条がございます。

ええー、第127号につきましては、上島町岩城地区、西原 邦彦 氏でございます。それから、続きまして、議案第128号につきましては、岩城地区の同じく村上 良一 氏でございます。それから、議案第129号につきましては、上島町岩城地区の砂川 正治 氏でございます。それから、議案第130号につきましては、弓削佐島地区の小西 佳子 (よしこ) 氏でございます。それから、議案第131号、こちらにつきましては、岩城地区の古本 貢 (みつぎ) 氏でございます。それから、議案第132号につきましては、弓削佐島地区の竹垣 有奉 (ありとも) 氏でございます。議案第133号につきましては、生名地区、村上 穂 (みのる) 氏でございます。

いずれも1枚めくっていただきますと、それぞれの略歴等添付しておりますので、ご参考にしていただければと思います。よろしく願います。

**○(池本 光章 議長)**

ただ今 提案理由の説明がありました。

**○(7番・平山 和昭 議員)** (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

議長、その件で、提案されているのもう1名あるんじゃないですか。これだけ別件で、一括じゃないんですか。何か理由があるんですか。134号。

○(池本 光章 議長)

134号につきましては・・・(「退席」の声あり)

○(7番・平山 和昭 議員)

除斥があるけんや。そういうことで。はい、分かった、分かった。

○(池本 光章 議長)

お諮りします。本件は人事案件であり、上島町議会申し合せ事項⑩により、質疑と討論を省略して、直ちに採決に入ります。この採決は、記名投票で行いますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり)ご異議なしと認めます。議場の閉鎖を命じます。(事務局長、議場閉鎖)

○(池本 光章 議長)

ただ今の出席議員数は11名(議長を除く)です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に大西議員、蔵谷議員を指名します。

投票用紙を配ります。(事務局長、投票用紙の配布・議席順に配布)

○(池本 光章 議長)

念のため、申し上げます。各議案の候補者について、賛成の方は、判定欄に「○」、反対の方は「×」と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は「否」とみなします。

(投票用紙配布後)

○(池本 光章 議長)

用紙の配布もれは、ありませんか。(「なし」の声あり)「配布もれなし」と認めます。投票箱を点検します。(事務局長、投票箱(蓋・箱の順)に点検、議長・議席の方に向け、何も入っていないことを確認してもらう)「異常なし」と認めます。

ただ今から投票を行います。事務局長が「議席番号と氏名」を呼び上げますので、順番に投票願います。

(事務局長、点呼・投票)

○(池本 光章 議長)

投票もれはありませんか。(「なし」の声あり)「投票もれなし」と認めます。投票を終わります。

開票を行います。大西議員、蔵谷議員、登壇して開票の立ち会いをお願いします。事務局長、投票箱を開け、開票してください。

(事務局長、投票結果が出次第、投票結果を議長へ渡す。)

○(池本 光章 議長)

投票の結果を報告します。

まず、議案第127号の投票の結果を報告します。

西原 邦彦 氏、投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票、有効投票のうち賛成11票、反対0票。以上のとおり、賛成が多数です。従って、議案第127号は、同意することに決しました。

続いて、議案第128号の投票の結果を報告します。

村上 良一 氏、投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票、有効投票のうち賛成11票、反対0票。以上のとおり、賛成が多数です。従って、議案第128号は、同意することに決しました。

続いて、議案第129号の投票の結果を報告します。

砂川 正治 氏、投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票、有効投票のうち賛成11票、反対0票。以上のとおり、賛成が多数です。従って、議案第129号は、同意することに決しました。

続いて、議案第130号の投票の結果を報告します。

小西 佳子 氏、投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票、有効投票のうち賛成9票、反対2票。以上のとおり、賛成が多数です。従って、議案第130号は、同意することに決しました。

続いて、議案第131号の投票の結果を報告します。

古本 貢 氏、投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票、有効投票のうち賛成11票、反対0票。以上のとおり、賛成が多数です。従って、議案第131号は、同意することに決しました。

続いて、議案第132号の投票の結果を報告します。

竹垣 有奉 氏、投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票、有効投票のうち賛成11票、反対0票。以上のとおり、賛成が多数です。従って、議案第132号は、同意することに決しました。

続いて、議案第133号の投票の結果を報告します。

村上 穂 氏、投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票、有効投票のうち賛成11票、反対0票。以上のとおり、賛成が多数です。従って、議案第133号は、同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。(事務局長、議場開鎖)

日程第42、議案第134号

### ○(池本 光章 議長)

続いて、日程第42、議案第134号の「上島町農業委員会委員の選任について」を議題といたします。

本件については、村上議員本人の一身上に関する事件であるため、この議事に参与することはできません。地方自治法第117条の規定により、村上議員の退場を求めます。(村上議員退場)

それでは、提案理由の説明を求めます。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、議案第134号、上島町農業委員会委員の選任につきましては、先ほど説明した理由と同様であります。任期満了につき新しく委員を選任するものであります。弓削地区、上弓削地区、氏名、村上 要二郎 氏であります。この選任について議会の同意を求めるものでございます。よろしく申し上げます。

○(池本 光章 議長)

ただ今 提案理由の説明がありました。

お諮りします。本件も同様に人事案件であり、上島町議会申し合せ事項⑩により、質疑と討論を省略して、直ちに採決に入ります。この採決は、記名投票で行いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。議場の閉鎖を命じます。（事務局長、議場閉鎖）

○(池本 光章 議長)

ただ今の出席議員数は10名（議長を除く）です。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に寺下議員、桧垣議員を指名します。投票用紙を配ります。（事務局長、投票用紙の配布・議席順に配布）念のため、申し上げます。この投票も、候補者について、賛成の方は、判定欄に「○」、反対の方は「×」と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は「否」とみなします。

（投票用紙配布後）

○(池本 光章 議長)

用紙の配布もれは、ありませんか。（「なし」の声あり）「配布もれなし」と認めます。投票箱を点検します。（事務局長、投票箱（蓋・箱の順）に点検、議長・議席の方に向け、何も入っていないことを確認してもらう）「異常なし」と認めます。ただ今から投票を行います。事務局長が「議席番号と氏名」を呼び上げますので、順番に投票願います。

（事務局長、点呼・投票）

○(池本 光章 議長)

投票もれはありませんか。（「なし」の声あり）「投票もれなし」と認めます。投票を終わります。開票を行います。寺下議員、桧垣議員、登壇して開票の立ち会いをお願いします。事務局長、投票箱を開け、開票してください。

（事務局長、投票結果が出次第、投票結果を議長へ渡す。）

○(池本 光章 議長)

投票の結果を報告します。

それでは、議案第134号の投票の結果を報告します。投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票、有効投票のうち賛成3票、反対7票。以上のとおり、反対が多数です。従って、議案第134号は、同意しないことに決しました。

議場の閉鎖を解きます。(事務局長、議場開鎖)(村上議員、入場)

日程第43～第44、議員派遣の件

**○(池本 光章 議長)**

続いて、日程第43及び44の「議員派遣の件について」につきましては、一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。(「ありません」の声あり)ご異議なしと認めます。よって、日程第43及び44の「議員派遣の件について」は一括議題といたします。本件については、お手許に配布のとおり「上島町各地区大運動会」、「令和元年度 第2回町議会議員研修会」に議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りいたします。「上島町各地区大運動会」、「令和元年度 第2回町議会議員研修会」に議員を派遣することにご異議ございませんか。(「ありません」の声あり)ご異議なしと認めます。よって、「上島町各地区大運動会」、「令和元年度 第2回町議会議員研修会」に議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 散 会

**○(池本 光章 議長)**

本日の審議はこれまでとし、本日、予算決算委員会に付託した「平成30年度各会計歳入歳出決算認定案16件」並びに「令和元年度の補正予算案2件」については、9月27日の午前10時から会議を開いて審議を行うこととし、議事日程は当日配布したいと思います。

お諮りいたします。本日はこれで散会とすることに、ご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)異議なしと認めます。よって、本日はこれで散会とすることに決定しました。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。

(起立、礼)

(了)

(令和元年9月11日 午後4時15分 閉会)



以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 池 本 光 章

署名議員 大 西 幸 江

署名議員 藏 谷 重 文